

種牡馬の所有形態としてのシンジケート

— 日高地方における軽種馬生産の研究(2) —

進 藤 賢 一・岩 崎 徹

- 1 はじめに — 分析視角と課題 —
- 2 種牡馬導入と馬匹改良に関する予備的考察
 - (1)史的展開過程
 - (2)血統登録と種牡馬の重要性
- 3 シンジケートの実証分析
 - (1)種牡馬シンジケートとはなにか
 - (2)シンジケートの成立と展開
 - (3)種牡馬種付とシンジケート加入
 - (4)シンジケート馬の輸入と資金問題
 - (5)シンジケート種牡馬の飼養
 - (6)シンジケートの運営
 - (7)シンジケートの事例分析 — N会の場合 —
- 4 むすびにかえて

1 はじめに — 分析視角と課題 —

われわれは、前号（軽種馬生産の研究〈1〉）で以下のような視角と課題のものに、軽種馬生産の地域構造についての研究を進めてゆくことを述べ、第一報として総体を概括した¹⁾。

すなわち、課題と分析視角は、軽種馬²⁾の特殊な生産・流通構造である「仔

分け制度²⁾」の広汎な展開、農外資本や農外者の介入による「生産法人化」と生産過程の包摂、種牡馬の「種」内給方式ともいるべき「シンジケート」の結成と運用、「せり」にたよらず、「庭先取引き中心の消流構造」の著しい普及等々の側面に関し、その内容分析と展開態様を、日高地方の農業地域構造の変貌過程のなかに位置づけ、産地形成過程の歴史的展開と生産諸関係の結びつきによる地域特化の実態を浮きぼりにすること³⁾、軽種馬生産が、射幸娛樂向けを目的とした産駒供用にあるとはいえ、農民が直接的、間接的に担い手となり、農業にとって主要な生産手段である農用地利用が生産の根底にあること、農業生産構造の地域的投影の姿を内的に考察するために、日本資本主義の寄性的蓄積構造の一環にリンクさせて、軽種馬の生産・流通過程に顕現化した諸矛盾を、上記の構造的特質のなかでとらえ、全体としては、資本の農業そのものないし、農業地域の包摂過程を明らかにする、という問題提起をしたうえで第一報を出したのである。

従って、われわれは、軽種馬生産の地域構造を明らかにすると、競走馬の世界に限って、たかだか数万頭の繁殖馬の飼養と産駒の実態、流通の特殊性という側面にのみ目を奪われ、その内的構造を把握・分析すれば事足りるとは考えていない。戦後の高度経済成長下で、かつての軍馬、輓馬、耕馬の衰退と、軽種馬生産の急成長に関し、他の農業諸部門との間で、多様な矛盾や葛藤が生じ、いくつかの耕種部門や畜産部門が淘汰されて軽種馬特化地帯の形成が進んできているのであり、そこにはつねに、関連諸資本の介入と誘導があり、農政からは生産地域のめまぐるしい変動に対し、なんら基本的位置づけもされず、後追いの事後処理も十分できないまま、資本の運動法則に流されるにまかせて、産地特化、地域形成を進めてきたという側面をもつてゐる。

北海道農業のなかでの日高は、馬産に有利な自然条件と明治期以降馬産地として発展してきた歴史的事情があるにせよ、戦後の高度経済成長期を境に、従来の耕種や畜産部門と拮抗しつつ、激しい勢いで軽種馬産地として特化し

ており、経済成長の終焉、不況下のなかで軽種馬の過剰問題が発生しても、旧来の農業形態をとりもどすのはおろか、軽種馬生産農家の自然淘汰を待ちながら、農民層の再編が進むといった、他の農業地域が辿った一般性をも、今日かねそなえているのである。特に軽種馬産は農外諸資本の包摂度合が高いだけに、市場の改編・拡大に敏感に対応する。またその市場は限定された狭隘なもので、馬房入厩頭数などの制限は、おのずと産地の生産を規定してくるのであるが、競走馬の世界がもつ、一攫千金を夢みる生産者、馬主、家畜商、調教師の特殊な結びつきは、そうした限定におかまいなく、従来の再生産を必要以上に強行してきているのである。その意味で、軽種馬生産は、乳牛、肉牛、肉豚、食鶏、卵鶏など、いわば食糧の供給を目途とした畜産部門とは、その目的性からして基本的に異っている⁴⁾。

農政としては、軽種馬産が仮りにギャンブル目的の競争馬生産であるにしても、農民が担い手となり、農地を活用して、農業生産額をあげているのであり、一定の展望と対応は当然、当初から迫られていた筈であった。中途で、すさまじい軽種馬産特化現象がみえていた段階でも、行先が危険である位は承知できたのである。しかし、この間の農政は、制度資金や系統資金を、ごく一部の他の畜産とも共有できる草地改良資金や近代化資金を除いて⁵⁾、貸付けしないというきわめて消極的な方法で、なりゆきにまかせ、責任を回避したとしか見られないほど拱手傍観にまかせた。酪農民は、乳牛に比較し、危険ではあるが高収益性の期待できる軽種馬生産に傾斜し、稻作農民は折からの生産調整の嵐のなかで、転作物として、最も手っ取り早い草地転換をねらった。繁殖牝馬の導入で日高の農家は、馬の貸付制度として浸透してきた「仔分け馬制度」⁶⁾にたやすく乗り移った。種牡馬の安定的確保のために、「シンジケート」の結成とそれへの加入が盛んになり、手元に大きな資本を用意しなくとも、小商品生産農民が簡単に軽種馬生産に手を染める状況は次第に用意されていったのであった。

生産の目的物が、射幸娛樂向けで、入厩頭数、出走頭数に自ずと制限があ

り、過剰問題がさけばれているなかで、リスク負担率の高い馬産にあえて走るのは、なんといっても高収入への期待感と、耕種農業や食量向け大小家畜生産に対する先ゆき不安、および農畜産物価格の低迷のなかで、軽種馬産への傾斜は農民が選択した危い道にはかならなかったのである。

日本の軽種馬産地は、日高のほかに、青森、岩手、宮城、福島の東北諸県、千葉、埼玉、群馬、栃木の関東諸県、鹿児島、宮崎の九州地方にも分散していて、いずれも歴史的には古い馬産経験と、馬政局の指導を受けた地域が多い⁷⁾。しかし、そのなかで、日高だけが急特化した背景は、なんであったのかという問題である。明治以降これまで、少なくとも本州諸地域の農業と比較してみれば、北海道は日本資本主義の「辺境」として開拓過程にとりこまれて以来、そこに独自の商業的農業が展開した⁸⁾。つまり、早くからの商品化、畑作の広汎な展開のなかで、生産した農畜産物の安定的市場には恵まれなかつたし、投機的性格の強い畑作目が主流をしめてきた。農畜産物生産の直接の担い手である農民は、自ら危険を意識しながらも、より効率の良い方途を選んで、生活を支えてきた歴史的事情は、ぬぐいきれるものではない。また戦前、戦後を通じて、幾多の加工資本（農畜産物）や商業・流通資本に、価値収奪を許してきたという経験をもっている⁹⁾。こうした状況に加えて、高度経済成長下の一般的、恒常的な農民層の分解と労働市場の著しい変化が、側面から作用して、日高馬産地の特化に、一層拍車をかける結果となったという見方ができる。

さらにもう一点指摘しなければならないことは、軽種馬の生産と流通について、他の農畜産業部門に比べ、農業関連資本および農外諸資本の影響を最も受け易い存在であったことである。農業生産法人化¹⁰⁾が、農外者をオルガナイザーとして成立してくる場合、馬主がイニシアチブをもって仔分け制度を積極的に利用する場合、また、本稿のテーマであるシンジケートについても、本来、生産者の種牡馬共有と「種」の内給方式として形成されてきたものであるが、投機買いや、商社の側面からの介入など、諸資本の包摂と浸透を受

け易い性格をたずさえているだけに、そうした関連諸資本と産地形成とのからみ合いによる構造的展開は重要視されなければならない。

以上の問題提起と視角に従って、本稿では軽種馬生産構造の、一つの組織形態であるシンジケートをとりあげ、具体的分析を試みるとともに、シンジケートが馬産のなかで果す役割や、地域農業との関連についても言及していきたい。

シンジケートは、繁殖牝馬を保有する生産者、あるいは預託、仔分け生産者が、「種」を如何に安定的、かつ確実に、好みに応じて供給するかという目的に沿って、生産者同志が種牡馬を共同所有し、「種」を内給しようとした種牡馬の保有形態にほかならない。

「種」の供給という問題は、これまで馬匹の改良など家畜学（畜産学）の面から、生理的・生態的に充明されてはきたが、経済的側面からのアプローチはあまり見当らないのである。

今日、酪農や肉牛生産においては地域農協、農業団体、ないし諸資本のもとで受精センターを設立し、牡牛精液の冷凍貯蔵による人工受精が、「種」の改良と受胎率の向上に大きく作用し、効率のよい科学的繁殖体制が一般化してきている。また食肉鶏や採卵鶏に関しては大半が「青い目のヒナ」といわれるよう、アメリカを中心とする諸外国から、一代雑種のハイブリッドを輸入し、「種」の国内再生産を不可能な状況に押し込めながら、他方では、商社資本を通じ、常時、「エサとヒナ」をセットで国内に流入させる、いわば、「種の供給」を通じて、海外諸資本の日本市場への浸透が一層拡大している畜産部門が成立してきているのである¹¹⁾。

サラブレッド、アングロアラブ、アラブ系種¹²⁾などの軽種馬生産における種牡馬の供給は内国産牡馬で、競馬引退馬を利用する方法もあるが、内国産馬の産駒は、過去の実績からしてなかなか好成績を収めてくれない。各生産者は、いきおい海外種牡馬の優俊に期待せざるを得ないのである。輸入活馬は、国内での競馬出走に、きびしい制限¹³⁾があるので、輸入の段階では種牡馬の

第1表 サラブレット供用種牡馬内国産、輸入馬別頭数

区分 供用年次	総 数	輸 入 種 牡 馬		内 国 産 種 牡 馬	
		頭 数	%	頭 数	%
1963	159	62	39.0	97	61.0
1968	217	102	47.0	115	53.0
1969	253	118	46.6	135	53.4
1970	277	138	49.8	139	50.2
1971	305	154	50.3	151	49.7
1972	336	182	54.2	154	45.8
1973	375	205	54.7	170	45.3
1974	430	239	55.6	191	44.4
1975	461	253	54.9	208	45.1
1976	483	270	55.9	213	44.1
1977	479	268	55.9	211	44.1
1978	452	258	57.1	194	42.9

『軽種馬生産統計』社団法人日本軽種馬協会より作成

目的で導入される傾向が強い。

軽種馬の交配には、とりきめ¹⁴⁾によって人工受精が行われず、自然交配、つまり本交による産駒以外は競馬に出走できないから、一般大家畜に比較して、繁殖用馬に対する種牡馬の数は極めて多くならざるを得ず、効率が悪い。

第一表にみられるように、1963年頃には、供用種牡馬のうち6割以上が内国産馬であったが1971年に5割、1978年には4割と漸減傾向にあり、特に76年以降は、種牡馬頭数が減少しているが、逆に輸入馬率が増え、良血馬への指向がみられる。軽種馬シンジケートの結成は若干の内国産牡馬を除き、大半は輸入牡馬にかけられるが、最大の結成要因は、最良血馬の導入が前提であるため、馬匹価格が極めて高いことに起因する。例えば、1977年、日高支庁管内に導入された輸入牝馬の平均購入価格は1億3400万円（12頭）1978年では1億7000万円（23頭）であり、高価格馬のシンジケート結成率は非常に高くなっている。

明治以降これまで、軍馬、輶馬、耕馬など馬匹改良のため供用した種牡馬

は、軽種、中間種、重種馬を問わず海外からの輸入馬が圧倒的数を占めていたが、今日なおその伝統は軽種馬において受け継がれている。いってみれば、今日、日本の競走馬の世界で、種牡馬を外国産馬にもつ産駒の競馬成績や賞金獲得額が、内国産馬のそれと比べて、断然が大きく、いぜんスピードや耐久性の問題で日本がたち遅れていることを示しているのである。そして、その傾向は、むしろ強まっていることがデータの上で明らかになっている。

本稿ではシンジケートについて、こうした種牡馬の保有形態の一つであり種牡馬の共同購入、共同利用を前提とした組織としてとりあげる。しかし、農業における機械利用組織や農業生産上の共同作業組織とは異なり、出資金に応じて株数を決め、株数に応じて「種」を利用する、いわば“種付”を通じてのみ構成される会員カルテルであり、自己繁殖牝馬への種付を希望しない場合の「種」の売買は自由であり、かつ“余勢種付¹⁵⁾”と称して会員の内外に「種」をノミネートし、売却する自由をもつ、特殊な種牡馬の所有利用集団である。そして種付料は常に種牡馬およびその産駒の勝鞍数や賞金獲得状況を反映して著しい価格変動をおこす。

従って、種牡馬のシンジケート結成は、本来、軽種馬生産者が、再生産のための手段として必要に応じて成立してきたものである。

もともと個人では購入不可能な高価格馬を共同所有、共同利用を前提として結成したシンジケートが、こうした種牡馬にのみにみられ、繁殖牝馬導入に対しての結成は皆無であることは、回転率と、限られた耐用年内での利用回数に著しく相違があるからである。繁殖牝馬の輸入頭数は種牡馬に比較し、問題なく多いし、また繫養頭数に占める牝馬の頭数も格段に多いことは第一図でもよく理解できるところである。種牡馬は繁殖牝馬の数十倍から、数百倍にも及ぶ利用効率の良さ故に、高価格にならざるを得ず、またシンジケート運営上でのメリットが様々生ずるから、その点が結成上の大きな魅力になっている。

われわれは、こうした種牡馬保有の一形態であるシンジケートの内容を詳

細に分析し、軽種馬生産の特殊性と、特化地域でのシンジケート集積の地域構造の解明を行い、合わせて、農業地帯日高の問題性を浮きぼりにしたいと考えている。

注欄

- 1) 進藤賢一・岩崎徹 「軽種馬生産の展開と農業構造の変貌—日高地方における軽種馬生産の研究—(1)」札幌大学紀要『経済と経営』第9巻 第3・4号 1979,3
- 2) 「軽種馬」という名称の由来は、戦前馬政局による馬政計画のなかでサラブレッド、アラブ、アングロアラブなど500kg前後の軽量種のものを「軽種」、ペルシュロンなど1t前後の重量級のものを「重種」それらの中間であるアングロノルマンなどを「中間種」ないし「中種」と分類して呼んでいたことから、今日でもサラブレッドなどの競走馬に使われている。
- 3) 進藤賢一 「日高地方における軽種馬の生産構造」『北海道地理』No.51, 北海道地理学会 1977, 1, においても全体を概括している。
- 4) 進藤賢一 「肉畜」『日本の地域構造 (3)』長岡・中藤、山口編『日本農業の地域構造』所収, p.206で、肉畜の生産、流通構造について取扱っている。
- 5) 昭和52, 3, 11 北海道は各支庁長宛 「通達」〈団体営草地開発整備事業の運用について〉で、軽種馬のための草地開発に草地改良資金をあてるについての制限条件をとり下げ、制度資金一般と同様の運用をはかることとし、はじめて制度資金の貸付けに踏み切ったのである。
- 6) 岩崎徹 「戦前の馬小作と仔分け制度の比較」『昭和53年度軽種馬生産に関する調査報告書』日本中央競馬会 p.117で、仔分け馬制度と戦前岩手県中心に展開した馬小作との比較を行った。
- 7) 社団法人 日本軽種馬協会 『軽種馬生産統計』昭和53年によると生産者会員数で日高地方が日本全体の58.6%・十勝、胆振を含む北海道で66.5% (全国3076), 種牡馬供用地域別生産頭数で、日高72.3%・胆振、十勝を含む北海道は82.7% (全国10,695頭), 残りが文中の8県である。
- 8) 千葉燎郎 「現代農業構造分析の市場論的視角」 湯沢成編『農業問題の市場論的研究』御茶の水書房 1979 所収 p.3
- 9) 進藤賢一 「北海道における農村立地型工業の産地形成に及ぼした影響について—アスパラガス—」『北海道地理』No.43 北海道地理学会, 昭和44年10月にて言及している。

- 10) 進藤賢一「十勝農業における法人化問題」『北海道地理会』No. 50, 北海道地理学会 昭和51年1月で、北海道の農業法人化過程と農地法改正の問題を扱い、農外資本の農業生産過程の包摂態様を述べた。
- 11) 吉田 忠 「ブロイラーの流通機構」、吉田寛一編『畜産物市場と流通機構』所収 p. 187, 1972, 8, 農文協,
宮崎 宏 「インテグレーションの問題点」農政ジャーナリストの会『インテグレーションと農工一体化』所収 1970, 11. p. 18。宮崎宏「農業インテグレーションの展開と農産物市場の再編成」、川村、湯沢、美土路編、『農産物市場論体系 2「農産物市場の再編過程」』 1977, 11, 農文協編等参照。
- 12) 軽種馬は、サラブレッド、アラブ、アングロアラブ、アラブ系種、サラブレッド系種、準サラブレッドの6つに区分する。
アラブ、サラブレッドは純種とされるが、アングロアラブはサラブレッドとアラブの交配品種で、アラブ血量25%以上のものをさす。
サラブレッドとアラブの交配でできたアラブ血量50%以上になるとアングロアラブになるが、これにサラを交配すると25%となる。これにもう一度サラブレッドを交配すると、アラブ血量12.5%になり準サラブレッドという。アラブ系種は、軽半血種に連続2代にわたり、アラブ、アングロアラブ、アラブ系種を交配、あるいはサラブレッド系種にアングロアラブを交配して生じたもの、あるいはアラブ系種にすべての軽種を交配してできたものを称している。
- 13) 中央競馬会の規定「一般事項」IIの〈出走制限〉1で「外国産馬のうち本会馬名登録のとき、すでに外国の競走に出走したことのある馬は、中央競馬に出走できない。……」がある。また未出走馬であれば血統以外頼るところがなく、輸入しても種の売買に影響があるので産駒の直輸入には問題があり、少ない。
- 14) 1957、イギリスなどとの間でとりきめられた。これには種牡馬輸出国の市場確保のねらいがある。

2 種牡馬導入に関する予備的考察

(1) 史的展開過程

シンジケートに関する考察には、馬匹の改良に「種」を供給する観点から、これまで如何なる導入方法が展開されたか、経過と展開の実態を歴史的に辿っておく必要があろう。

北海道における馬匹の飼養は18世紀後半(1799年以降)南下するロシアの勢力を阻止する目的をもって、文化年間幕府が国防上の見地から直営牧場を有珠、蛇田に配置し、南部地方から導入した蕃殖馬に、国内の優れた種牡馬の交配をすすめ、主として駅遞馬の需要に応えたのがはじまりで、官馬の繁殖、育成および改良にその緒があった。

その後、幕末には藩営馬牧の二大産地であった南部・薩摩の馬牧減退に伴い、北辺防備の立場から、北海道馬産の位置は一層たかまり、馬匹改良も道内でのウエイトが強まって、優良種牡馬の導入も次第に増えてきた。

明治期になると、北海道は欧米型の大型畑作が有畜農業とともに指向され、開拓使、道庁の馬産奨励策による耕馬・輶馬の生産が急増するが、開拓使以降、馬匹政策の最重点は官有種牡馬の貸与を基本にした馬体の改良であった。利用目的のいかんを問わず、在来土産馬は劣勢で、欧米馬に比較しようもない状態であったので、開拓使はアメリカから速歩、繫賀用のトロッター種、フランスからは重輶馬のペルシュロン種などを中心に官有種牡馬を導入し、貸与制度のもとに、民間の在来土産馬と交配を推め、他方、在来種牡馬(劣勢馬)の去勢を推進した¹⁾。外国種導入時は官営牧場で、官有牝馬を中心に馬匹改良を行ったが、次第に民間の繁殖牝馬に種付を奨励して、これを「余勢種付」と称し、序々にその数を増していくのである。官営牧場では、雇畜産教師のエドウィン・ダンが在来劣勢牡馬の去勢術を伝え、去勢のため斃死した馬に対し、開拓使として助成金を支払うほど劣勢牡馬の淘汰による馬匹改良には熱意の入れようであった。当初は利用目的にこだわらず、輸入牡馬と内国産繁殖牝馬との交配による馬匹改良をすすめたが、明治の中期になると、やがて乗用トロッターと農用ペルシュロンの交配による「農トロ」の生産が中軸になり、農耕用馬として急速に普及した。

日露戦争以降は、馬政局の強い要望で、軍馬生産のための官有種牡馬が海外から大幅に導入された。これにはアングロノルマン、ハクニー、ペルシュロンに混ってサラブレット系やアングロアラブなど軽種馬が馬匹改良の種牡

馬として導入され、民間牝馬との交配のため、貸与の対象となった。

こうして明治期は、官有牡馬の貸与政策のなかで、馬匹改良をすすめたが、当初は官営牧場内で、官有牝馬との交配、やがて「余勢」の形態で民間に無償貸与（支給）へとすすみ、開拓使・道庁中心の政策的、制度的改良が、広汎に展開したのである。

その結果、大正年間には、純和種の占める比率は20%以下になり、大半の馬匹は和・洋の雑種になった。血統別には重種馬が減り、中間種が増加した。軽種馬の輸入は、1897年（明治30）に農商務省が第一回の外国購入を開始する前にも、アメリカ、ハンガリー、アルジェリア等からばつぱつ輸入されていたが、これはもちろん馬匹改良馬であって、競走馬用としてではなかった。

1906年（明治39）～1923年（大正12）まで、農商務省の馬政計画による優俊輸入はサラブレッドの牡132、牝91、アラブ牡36、牝17、アンゴロアラブ牡42、牝12、他若干があり、小岩井農場など民有20を除けば、大部分は国有馬としてであり、競走用を目的としていなかったことは前述のとおりである。

大正年間から昭和の初期にかけては、馬匹頭数の増加で、市場が狭隘になり、かつまた馬匹改良に関する政策的テコ入れも弱化したため、専業的馬産農家は衰退し、役畜、用畜としての副業的馬産が主流を占めるに至った。

北海道では、開拓による未開原野の消失で馬の周年放牧がしにくくなり、牧場専業経営が減退し、自家使役、厩肥供給手段、繁殖仔取など役繁兼用馬産という「農民的性格」の強い「農業経営と有機的に結合する」馬産に移行したのである。

こうして、これまで所有率の高かった官有、国有の種牡馬も、民間への移動で、自己有の種牡馬による「余勢種付」収入を得る牧場経営者があらわれ、和洋雑種の比重向上、馬産の農民的性格への転換、さらに組合有種牡馬の保有増大など、総体として民間傾斜を強めたのがこの時期であった。

さて、こうした状況のなかで、競走用馬の生産と供給、および「種」の提

供はどうであったか。

軽種馬サラブレッド種は、体重 500 kg 程度の競争馬であり、軍馬、輶馬、耕馬には直接利用しにくいが、在来馬との交配による馬匹改良の種牡馬としては、明治期から輸入されていた。後述するように本来、近親交配による徹底した改良の結果生み出されたサラブレットは、競走用として群を抜いた能力をそなえているが、日本の競馬が馬券黙許になった 1906 年(明治 39)以来、競馬界に出場したサラブレッドは出走頭数の面でも多くなかったし、あまり良好な戦果もおさめていない。調教技術や飼養管理も稚拙であったし、輸入馬の質にも若干問題があったからである。第一回日本ダービーのあった 1932 年(昭和 7)には出走馬の 18% に当る 123 頭がサラブレッド、13% の 88 頭がアラブ系種であり、他の大半は雑種や在来種であったが、1941 年(昭和 16)になると、サラブレッド 53%、アラブ系種 10% と序々にではあるが、軽種馬の競馬における戦果を背景に伸びてきている。

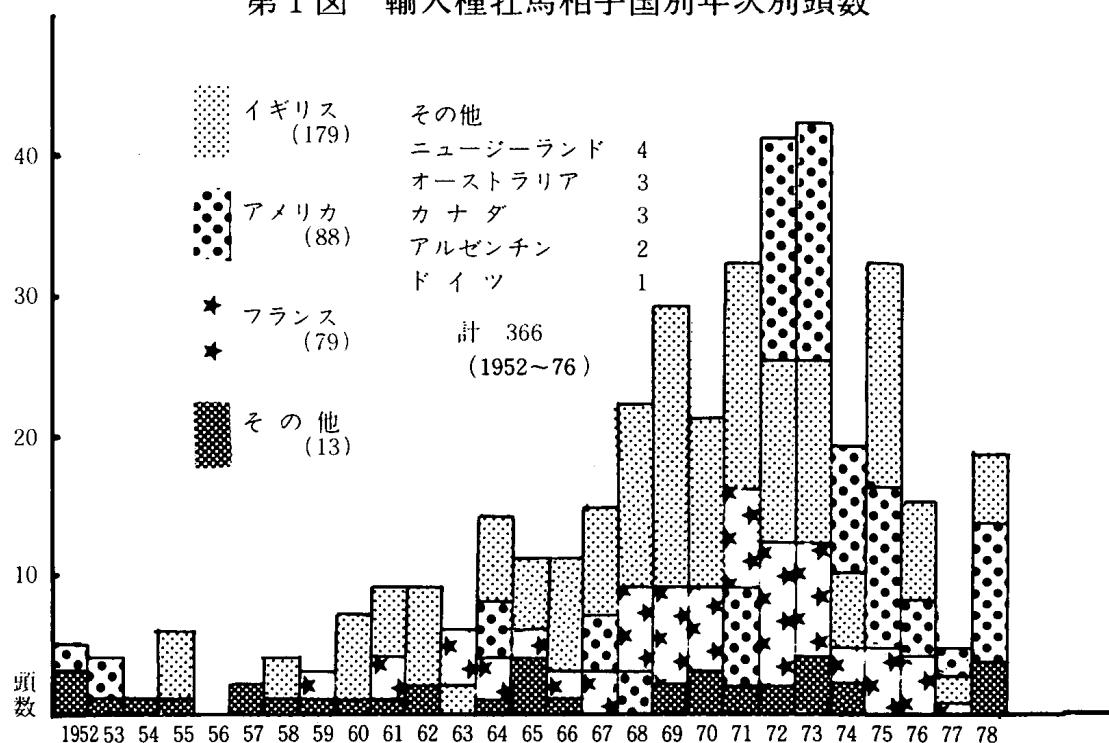
第 2 次大戦後、1948 年(昭和 23)競馬法の成立により、公営ギャンブルが公認され、輸入馬が復活したのは 1952 年(昭和 27)であった。これを契機に牝・牡馬とも競馬市場はサラ系馬に圧倒され、1952~1978 の輸入頭数牡馬 412 頭、牝馬 2,096 頭合計 2,508 頭となったのである。第 1 図に示すように輸入相手国は、イギリス、フランス、アメリカ合衆国、アイルランドが主要で、他にオーストラリア、アルゼンチン、イタリア、ウルグアイなどがあるが、輸入馬増大は、それらの産駒が競馬界で数々の実績を残したからにほかならない。

(2) 血統登録と種牡馬の重要性

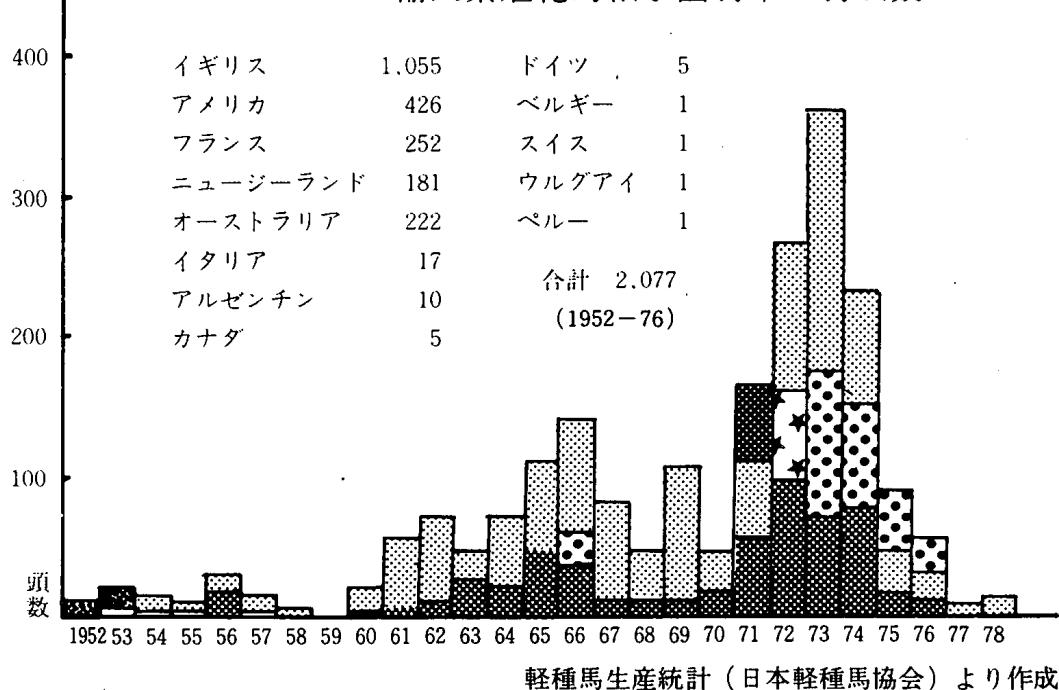
軽種馬競争に欠かせないものの 1 つには血統登録がある。

「シンザンの父はヒンドスタンで、母はハヤノボリであり、その母系をたどってゆけば明治 40 年に英国から輸入されたビューティフルドリーマーに達する。さらに英国におけるこの血統をたどれば、最後には 200 年以上前の牝馬ローヤル・メア(ブリマー・メアの母)に達するが、この系統からは、

第1図 輸入種牡馬相手国別年次別頭数



輸入繁殖牝馬相手国別年次別頭数



比類なき大種牡馬エクリップスがでてくる。……」⁴⁾

血統登録は、他の家畜部門でも行われているが競走馬の世界では、それが徹底していて、数百年の祖先まで明らかにすることができます。競走馬の血統登録は、馬匹の改良目的で行われてきたが、なにもまして登録なき馬は競争に出場できないし、また馬匹の売買や取引きには、血統が重要な決め手になっている。かつ競走馬ファンが馬券を購入する場合、この血統をよりどころにする場合も多い。

競馬の歴史は、血統による馬匹改良の歴史であったこと、そして軽種馬サラブレッドの能力がいかにすぐれているかは、次の文によっても明らかであろう。

「……ところで1975年、動物作家のムツゴロウ氏こと畠正憲さんが、馬で最も強く、耐久力のあるのは道産馬だという彼のかねてからの持論を立証するために、自費で300万円の賞金を出して、北海道の釧路で馬のマラソン競走をやりました。全国から52頭参加して、往復54Kmの行程を道産馬、サラブレッド、その他雑多な種類の馬が挑戦しました。ムツゴロウ氏も愛馬、道産馬に乗って参加しましたがその結果は1・2着ともサラブレッドで占められ、3位に30数分遅れて道産馬が入りました。ムツゴロウ氏は7位、しかもこのマラソンで5頭の道産馬が心臓をパンクさせて途中死亡するという悲惨な事故をひきおこしました。……」⁵⁾

さて、せいぜい2-3kmで勝負を競う競馬界で、それなりの調教を受けているサラブレット種が、ムツゴロー氏の意に反して、54kmをも走破して、なおかつ他を圧勝する力をどこに秘めていたのか。それは長年にわたる馬匹の改良の賜物なのである。

「イギリス王室貴族階級のスピードを要求する競走馬は、輸入したアラブ種とイギリス在来馬の300年にわたる徹底した近親交配により、劣勢馬を淘

汰し、競走にふさわしい最高の品種として固定したもので、外貌的にも流線型で優美、スピード感にあふれ、気品に富んでいる。

機能的にみると、心臓が強大で、脈拍は普通馬の40以上であるが、サラブレッドは28~35程度、また激動時は最高安静時の7倍で230の脈拍に耐えられる。血球の濃度も普通馬は1mm³当り500~600であるのにサラブレッドは800~1000を数える。心臓は人間が体重の0.5%に対し、サラブレッドは1.0~1.1%の大きさで、人間の血球数が1mm³中400~500万であるのに対し、サラブレッドはその2倍に達する……。」⁶⁾

長年にわたる馬匹の改良によって、人間が自己の要求を満たすために無慈悲にも創造し続けた競走馬は、馬体の機能や構造を変え、さらに今日、ハナ一つ、首一つのレースに勝ち抜くため良血馬の交配を続け、優駿の生産が行われているのである、それは再三のビックレースにおいてコースレコードが次々に更新されている事実からも瀝然としている。優駿の生産は、飼養管理や調教技術に負うところも多々あるが、なんといっても血統選択が最重点であるといってよく、種牡馬の購入・保有は、繁殖牡馬の選択とともに生産者が最も神経をとがらすところである。

過去の実績からして、種牡馬は、現役時の勝鞍数や賞金獲得額および、その産駒の戦果が、購入価格に敏感にはねかえる。引退種牡馬であれば、現役時の重賞レース、クラシックレースの戦果が種牡馬の売買価格に直接反映するし、輸入牡馬で、既に産駒が活躍済みのものであれば、産駒の勝鞍数が取引き価格を左右する決め手となる。父馬、母馬の戦果が必ず産駒の競馬成績を左右するわけではないが、過去の諸事例からその可能性はきわめて高い。さらに繁殖牝馬に比べ、種牡馬の場合の回転率は格段に高く、種牡馬価格が国内産馬でも数千万円、輸入牡馬は数億円単位となっていて、繁殖牝馬保有の生産者や仔分け農家が自己有種牡馬を保有することは経済的にみてなかなか難しい。

かつまた、輸入種牡馬の産駒が、内国産馬のそれに比較して好成績を収めている以上、高価な外国産牡馬の保有に関し、生産者、馬所有者が会員カルテル制の一種シンジケート結成を進めるのは必然的行為かもしれない。

注欄

- 1) 北海道立総合経済研究所編『北海道農業発達史』上巻、「馬匹政策の展開」p. 714(1963, 3)に詳述。
- 2) 池本元一『日本の競走馬生産』日本中央競馬会発行 1972, 12 p. 111。〈「余勢種付」は、元来国立の種馬牧場、御料牧場等に所属する種牡馬が、国有牝馬等に種付した後、余った精力を活用するために、民間の繁殖牝馬にも種付したとき使用した〉としているが、今日では種牝馬の保有者やシンジケートにおいて、規定以外の精力を員外に売却し、収入を得る方法として定着している。
- 3) 原田了介、鎌田正夫「日高の馬」『経済』新日本出版社 1978, 1 p. 78, 所収参照。
- 4) 池本元一『前掲書』 p. 179。
- 5) 6) 原田、鎌田『前掲書』 p. 80

3 シンジケートの実証分析

(1) 種牡馬シンジケートとはなにか。

Syndicate とは経済学辞典¹⁾によれば「一般に、割当カルテルのうち、みずから経済活動を行う中央機関をもつものをさし、最高度に発展したカルテルの形態といわれている。

また、数量割当カルテルの一種で、加盟企業に生産量あるいは供給量を単に割当てるだけでなく、それぞれが自由に顧客に販売することを禁じ、共同で設立する会社を通じて、生産物の共同販売を行うに至ったカルテルのことであり、カルテルのなかでも、最も強力に市場統制を行いうる最高の形態と目ざされている。……」とある。

軽種馬シンジケートは、種牡馬の所有・利用の形態であり、繁殖牝馬で組織したものではない。一頭の種牡馬に株をつけ、共同で購入し、株の保有数によって種付の権利を有するもので、数量割当カルテルではあるが、市場統制を行うほどの強力なものではない。また、これは1960年代、日高を中心に慣用語したもので、学術的に受けられたものとして定着してはいないのである。保有株（種付権利数）以外の「余勢種付」については、自由に顧客に販売することは許されないが、シンジケートのプライスリーダー的側面が必ずしも強いわけではなく、共販的性格をもちながら、市場側の要請も受けざるを得ない。株保有者は企業的性格をもつものなく、主体には繁殖牝馬所有の生産者から、仔分け馬受託者まで含まれている。従って、本来個人（生産者）が種付繁養馬として所有すべきものを、集団的に所有し、利用する形態として生まれた単純なものであるが、種牡馬の保有形態数からみれば、シンジケート有は個人、団体有の合計ほど多くなく、現在日高では種牡馬全体の37.6%（サラ系）、13.2%（アラ系）にすぎないが高価格、良血馬の保有、利用の面で重要な役割を果している。

種牡馬の購入、所有に当っては、明治期以降内閣直属の馬政局、陸軍省馬政局など、馬匹改良が馬政の対象となりえた時期は、官有種牡馬を中心とし、個人・大牧場などで私的に種牡馬を保有し、改良事業を前進させたが、戦後、馬政局の廃止とともに、軽種馬生産は農政の対象からはずされ、国有種牡馬はなくなり、団体有としてわずかに日本軽種馬協会や各地区軽種馬農協有があるのみで、今日は個人有が大部分を占めている。

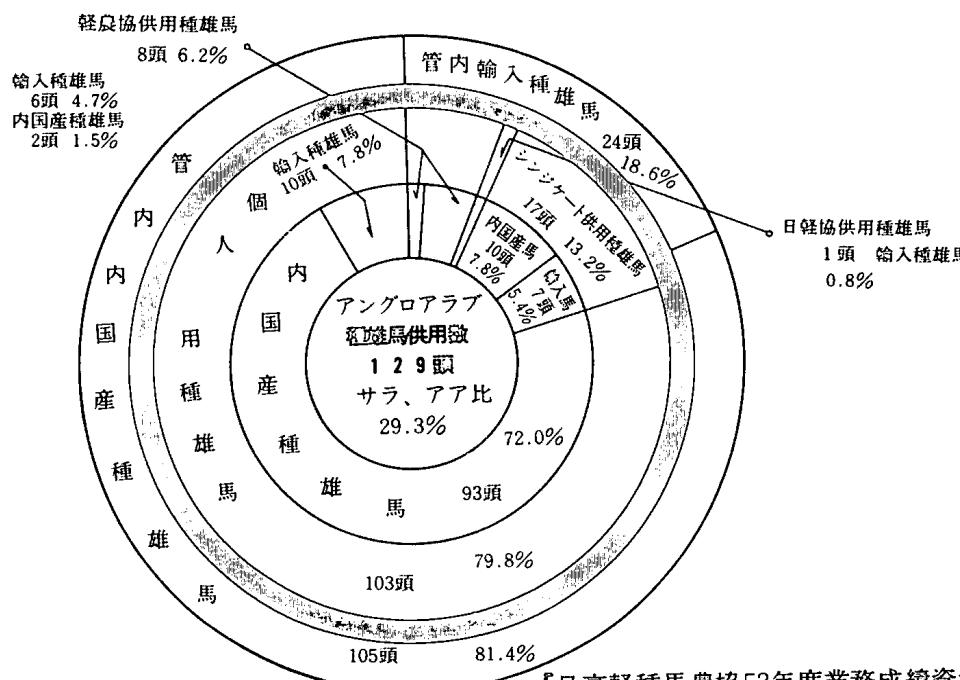
ところで1960年以降、輸入牡馬数が激増し、購入価格が高騰するに及んで、牝馬保有生産者の、牡馬購入が困難になり、個人有から団体有に移項させる方法としてシンジケートを編み出したものであり、当初から“種の内給”方法として組み立てられたものであった。

かつまた、1958年以後、人工受精による産駒の競馬出走ができなくなり、自然交配馬が支配的になったため、実質的に受胎能率が低下して、種牡馬の

第2図 サラ日高支庁管内供用種雄馬状況

(1978年供用)

S 53. 12. 31現在

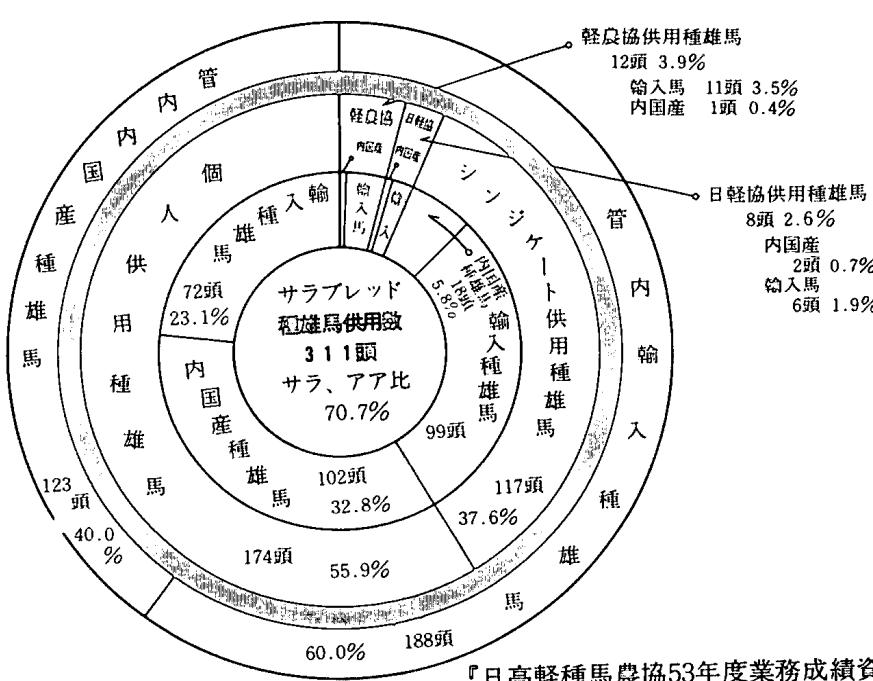


『日高軽種馬農協53年度業務成績資料』

アングロアラブ日高支庁管内供用種雄馬状況

(1978年供用)

S 53. 12. 31現在



『日高軽種馬農協53年度業務成績資料』

需要が激増するという背景も、輸入牡馬数増大とシンジケート結成を促進する引き金となったのである。

シンジケート結成の当初の動機は繁殖牝馬（肌馬）所有の生産者が、種の内給を共同で行う目的で、種付権利を共同出資の種牡馬に求める共同利用方式として成立したと考えてよい²⁾。

シンジケートを組織して購入した種牡馬の所有権および種付権利は、一般に持株比例となっている。つまり、持株1口に対し、1個の種付権利をもつ。そして平均的にみると種牡馬の共同購入によるつけ株数は50前後が基準となる。株数は、種牡馬の年間射精回数（能力）が一定のめやすになるが、実質種付期間は毎年2月上旬～7月上旬の5ヶ月間で³⁾、この期間の種付最適規模として経験的に割り出された数字であるが、実際には能力をフル回転させ、株数の2倍もの種付に、「余勢」を加えて実施しているシンジケートは少なくない。

シンジケートは資本結合の建前上、資本の拠出が前提条件となる。複数馬で1シンジケートを結成することもあるが、普通、1牡馬・1シンジケートで、購入費用総額を単純に株数で分割すればよいのであるが、リスク負担、担保能力を前提とした出資金をそれに加算することもある。

結成メンバーは繁殖牝馬を保有し、シンジケート馬の「種」を内給し産駒を得ようとする意志をもつ生産者であり、1人1株を前提とした人々が中心となるのが一般的である。

ただし、近年、シンジケート馬の「種」外給による余勢種付料がノミネートされて、販路が拡大したことで、余勢収入にも別の目的が生れはじめていること、償却（耐用年数を超えて）以後、産駒の競馬実績や賞金取得額の好転に応じて、ノミネート株販売額上昇にともなう高配当支給などが、シンジケート馬の複数持株者を生み、かつ繁殖牝馬（肌馬）を所有しない、非生産者の出資・加入を誘発して、全体としては投資対象的性格を強めたシンジケート結成も多くなっている⁴⁾。

実態はともあれ、基本的に軽種馬シンジケートは、高額良血種牡馬を前提として、「種」の内給を独占的に行う会員カルテルとして成立し、外給による余勢収入は、種牡馬の年間繁養費その他のシンジケート運営費拠出の副次的手段としてとり入れた、牡馬の保有形態を指すのである。

(2)シンジケートの成立と展開

軽種馬生産地で、種牡馬シンジケートがはじめて結成されたのは、1950年代、英國産馬「ハロウェー」の導入に関し、日高浦河においてであった。ハロウェーについては、株数30、会員数30で結成されたが、その後間もなく死亡して種牡馬機能を十分果すに至らなかった。

次いで、その後まもなく英國産「ヒンドスタン」のシンジケート結成が行われた。これは結成当時、資金、株主構成で種々の困難が伴い、曲折を経て成立したが、結成後は順風満帆で、その後、シンジケートのモデルとなり死後の1969年、浦河公民館前広場に銅像が建てられたほどである。

以後シンジケート所有馬は次第に増えた。1960年（昭和35）当時は、北海道日高において全種牡馬の5%であったが、65年に7%，70年には15%，77年に30%，（いずれもサラブ・アラブ系の合計）がシンジケート所有となり、サラブレッドに関しては38%に当る166頭が今日シンジケート馬である。

1977年における日高の種牡馬所有はサラブレッドのシンジケート有38%，個人有55%，団体有7%—総計304頭，アラブ系のシンジケート有12%，個人有80%，団体有8%—総計129頭である。

他方、日高の軽種馬生産農家（牧場）の3/4はシンジケートに加入し、また、一生産者が、複数のシンジケートに参加し、自己有牝馬への種付範囲を拡大している。

個人有種牡馬の比率は高いが、これらは大農場、生産法人農場、株式会社農場の高価格馬から、中・小規模生産者に比較的多い低価格馬まで雑多な所有形態となっている。

若干の団体有には、軽種馬協会、軽種馬農協有があったが、これは中央競馬会の寄贈ないし、抽せん馬が含まれているものであり、ここには国有、官有馬は存在しない。

前述のように、シンジケート馬は1965年（昭和40）以降急増するが、これは競馬界の出走頭数の増大と、馬房入厩枠の拡大など全体としての競走馬市場が開けたこと、重勝レースやクラシックレースのコースレコードが更新し、良血優俊が求められるようになり、馬匹価格が高騰して、輸入牡馬が激増、高価格馬の個人有が困難になってきたことに最大の原因があるものの、シンジケートの実績が、本来の種牡馬内給のための共同所有から、「員外余勢料」によるシンジケート収益の増大と、償却後の種付料による安定配当の期待が、強い補充要因となっている点は見逃せない。

加えて、輸入牡馬産駒の戦果（勝馬、勝鞍数）が国産牡馬のそれを圧倒してきた実績が、シンジケート結成を量的に増やし、「余勢種付」市場の拡大を必然化していることもつけ加えねばならない。

第2表 種牡馬産駒の年次別賞金獲得50傑（1973年のみ30傑）

	シンジケート馬(%)	団体馬(%)	個人馬(%)	死亡馬(%)	合計(%)
1973(輸入馬)	10頭(33%)	5頭(17%)	6頭(20%)	9頭(30%)	30頭(100%)
(国産馬)	0	0	1	1	2頭
1974(輸入馬)	16 (32%)	7 (14%)	17 (34%)	10 (20%)	50 (100%)
(国産馬)	0	0	1	0	1
1975(輸入馬)	22 (44%)	6 (12%)	13 (26%)	9 (18%)	50 (100%)
(国産馬)	0	0	1	0	1
1976(輸入馬)	27 (54%)	5 (10%)	11 (22%)	7 (14%)	50 (100%)
(国産馬)	1	0	2	0	3
1977(輸入馬)	29 (58%)	6 (12%)	11 (22%)	4 (8%)	50 (100%)
(国産馬)	1	0	3	0	4
1978(輸入馬)	29 (58%)	3 (6%)	12 (24%)	6 (12%)	50 (100%)
(国産馬)	1	0	5	0	6

『優俊』1973～78年より作成

第2表は、種牡馬の産駒が、年間に走って獲得した賞金の総額を多い順に50傑（1973年は統計の関係で30傑）をとったもので、種牡馬としての血統がためされ、翌年の種付け料の決定や、交配牝馬市場の拡大に1つの目安とされるものである。

これによると、1973年段階では、シンジケート馬の30傑入りは1/3の10頭であった。しかし、その数は次第に増え、76年には、シンジケート馬が全体の50%を超え、78年には60%に達しようとしている。しかも各年共通していえることは、国産馬の産駒は極端に少なくて、輸入種牡馬の産駒の活躍がきわだつて多いことが特徴であり、このことは、繁殖牝馬（筋馬）所有の生産者や農業生産法人が、「種」として輸入馬を選ぶ傾向を強めることになるし、他方では、高価格馬輸入のために、シンジケートの結成が不可欠となっているゆえんともいえるのである。

次にいくつかの事例をとり、シンジケートの内容に関する考察を進めたい。事例は、日高支庁の新冠、浦河両町、胆振支庁の白老町に求めた。

〔シンジケート馬の馬令〕

種牡馬は現役引退から8才までの若令馬、9才～13才までの青壮令馬、14才以上の老令馬と分類することができる⁵⁾。そして輸入牡馬・内国産牡馬の供用年次の馬令をみると輸入馬は平均10才、国産馬平均9才であり、安定していて長期供用できる青牡令馬の多いことが特徴となっていて、いわゆる青壮令馬頭数は全体の60%前後に達している。次いで若令馬30%、老令馬10%位の比率である。

老令馬は、老種牡馬の現役当時の戦績よりも、産駒の戦績が重視され、勝鞍と賞金獲得総額が目安となって購入されるが、短期供用の限界があり、安定した種の供給ができるが購入価格にもバラつきがひどく3,000万円～数億円の幅となっている。勿論、内国産馬に比較して輸入馬が価格が相対的に高価であるが、供用限界があるので、シンジケートの償却も他の馬令のものに

比べ早くなっている。

他方、若令牡馬は、産駒成績がほとんどなく牡馬そのものの現役時の戦績と血統が重視されての購入であるから、不安定な側面はあるものの、未知への魅力と長期供用が可能であり、青壮令馬に次いで多く、シンジケート用として青壮令馬に次ぐ対象となっている。そして、現役時の戦績が直接産駒の戦果と結びつくかどうかには不安材料があり、現役時の戦績や賞金獲得額が、必ずしも馬体価格と相關するわけではない。

さて、シンジケート馬として使われているなかで、最も多いのが青壮令馬である。これは馬体価格1億円を超える輸入牡馬が集中するクラスであり、耐用年数や産駒成績も考慮しつつ比較的安定していること、「余勢種付」としノミネートさせる場合、セールスプロポーションが明確になってくることと合わせて、購買欲をかりたてている。

種牡馬供用年次、つまり現役引退馬令は平均5～6才で、遅いものは9才位まで競馬に使っている。一般に種牡馬としての種付能力限界は20才前後といわれているが、馬体の能力はまちまちで、16才～25才までの生理的限界の幅があるが、種牡馬には生理的余裕があったにせよ、種付市場との関連で短命化せざるを得ないことが多いことを加えておかねばなるまい。

〔馬匹価格〕

種牡馬の購入価格は、個人所有・シンジケート馬を問わず、公表されたものではなく、事例調査の結果としてしかあらわすことができない。しかも、バラつきがひどく、平均値を算定しても、その意味があまりでてこない。そうしたなかで、相対的に次のようなことはいえよう。

浦河町を中心に、1977年における13(すべて輸入牡馬)のシンジケートの実態を、毎年秋行われる各シンジケートの定期総会議案で分析したのが第3表である。

これでみると、株価総額にあたるもののが購入価格(輸入価格)であり、平

第3表 シンジケート馬の経歴と会の運営内容

各シンジケート定期総会議案、および日本の種牡馬録より作成

均すれば種牡馬一頭 2 億 3235 万円であるが 4000 万円から 4 億 8600 万円まで 10 倍以上のバラツキがあることがわかる。この株価総額のなかには、一頭一律 400 万円の関税や輸入諸経費、商社手数料も含まれているので、いわば海外での購入価格そのものではない。そして輸入年月日も 1967 年～1975 年に及んでいて、新しい輸入馬ほど高価になっていることも勘定にいれてみなければならない。ただ、2 億 3235 万円を株口数で割れば、1 株当たり 435 万円となって、一般的返済期間が 4 ～ 5 年の実態からすれば、シンジケート会員の年間負担額はほぼ 100 万円前後となり、この価格で、自己有の繁殖牝馬一頭への種付権利を確保することになるのである。

次に、馬令と購入価格の相関はあまり明確でなく、また種牡馬の現役戦果や引退馬令および産駒の勝率や賞金獲得額と輸入価格との相関もあまりはっきりしない。

第 3 表に関する限り、共通していることは、引退馬令が平均 5.1 才と若令で、いわゆる青壮令馬は 5 頭のみであり、かつ現役時の戦績が平均 5.1 勝、最底でも 3 勝していることであり、次いで 13 頭中 10 頭までが本国からの経由国で産駒の勝鞍数や賞金獲得において一定の実績をもっていることである。したがって現役引退馬即輸入ではなくして、産駒の実態をみて輸入する傾向が強くなっている。若令馬の未知数に対する不安およびリスクに比較し、産駒の実績にその安定性を求める傾向があり、かつある程度の耐用年数も考慮に入れるから、輸入時馬令が、平均 9.15 才の青壮令馬になるものと考えられる。それにしても種牡馬となった馬匹の勝率が 29%，平均獲得賞金が 3,259 万円、産駒の獲得賞金が平均 2.6 億円は、シンジケートを組む側でのリスク分散と、爾後予想される「余勢」への期待であってこそ購入しうるものであろう。

[株口数・株主数]

シンジケート結成は、種牡馬購入に対して株主が、所定の口数を登録することによって可能となる。

シンジケート結成の初期であった1960年前半は40口数が平均で、株主1人1口が数多かったが60年代の後半になり、平均が50口平均にせりあがり、株主1人で数口保有するものも次第に増えた。今日でも平均50口構成が多いとはいえる、少ないもので40口、多くて60~70口、なかには94口というようなものがある。100口に近い口数でシンジケートを結成すれば、年間に口数分の種付けをこなすことが困難となり、隔年対象者がされることも稀ではない。平均的にみて50口構成が多いのは、種牡馬の生理的限界、種付能力を考慮して、当年の種付期間中、常時50頭の繁殖牝馬が固定的に組み合せることを前提としているものの、この回数は海外先進競走馬国（英、米、仏）に比べて、また、個人所有馬や団体有馬に比較してもかなり多い数字であり、シンジケート有馬が、独自の採算ベースを基本に、限界点に近い回数を要求しているものと考えられるし、高価格馬購入の借入金返済の必要性から、牡馬に過剰負担を強いなければならぬ状況が内在しているとも考えられる。

株口数と株主数が一致しないのは、前述の如く、一株主が複数株を保有する傾向が高まっているからで、複数株所有者は、自己の複数繁殖牝馬に種付けを希望するほか、複数株の一部をノミネーション株として「余勢」販売することに期待をつないでいるからである。

但し、複数株の保有は、産駒の競馬成績を反映し、売れ残りや、自己牝馬への種付を辞退せざるを得ないというリスクをも潜在させることになる。

もともとシンジケート結成の目的が自己繁殖牝馬に対する「種」の内給を建前として、一株主一株口を原則にスタートしたシンジケートも複数株が増えはじめ、なかにはシンジケート株の半数を一株主が所有する場合もでていて、投機的性格を一段と強めている。そして株主のなかに、生産者以外の調教師、家畜商（馬喰）、商社員、出走馬主、農協職員も顔をのぞかせて、本来の意味を変質させてきている点、本来のシンジケートの性格を変えることになるものとして注目をしておきたい。

〔株 価〕

シンジケート株価は、種牡馬の購入価格を口数で割り出すのではなく、購入価格に輸送費、関税、商社介在手数料、その他の諸経費を加えた総額に対して口数配分を行うのが一般的で、償還期限は4～6年の年次均等割となっている。そして、購入総額の高低によって、口数の増減を行うということもほとんどなく、口数は50株前後が多いので、株単価には非常なバラツキが生ずる。

株価は一口当たり5万から1,000万円に近いところまで開きがある。内国産の低価格馬で5～20万円クラスのものであれば、自己資金による即金支払いが可能であるが、数100万円であれば、金融機関の融資を取りつけ、借入金調達によって、年次償還を行う。従って、シンジケート事務所が、農林中金、各信用金庫、相互銀行等の市中銀行におくほか、農協信用部のプロパー資金を利用すれば、農協に事務所をおくことが通例で、金融機関の指導と干渉がシンジケート運営に強く作用していることはめずらしくない。

〔加入の動機〕

軽種馬飼養農家農業経営実態調査結果報告書⁶⁾によると、シンジケート結成と加入の動機についての意識調査が行われているが、これは日高地域147戸について、その事情と経過を問うたものであり、次のような結果がでている。

シンジケート加入にさいして

(長 所)

- ① 個人では入手できない種牡馬が得られる—————67.3%
- ② 加入しない場合に比べて種付料が安い—————17.7%
- ③ 入っていると安心—————7.5%
- ④ 安心して金もうけができる—————5.4%

第4表 1969年以前に種牡馬になった馬の種付実績
 () 外—外国産馬 内—内国産馬
 () 数字—供用次の馬令
 () 団—団体有 個—個人有

平均種付回数	1963	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76			
A (外、16、個) 33.6							39	37	38	38	41	31	31	28	19		
B (外、7、団) 51.1							62	65	63	46	48	51	32	45	49	50	
C (内、7、個) 13.7	16	15	12	12	2	6	14	15	33	13	7	14	15	14			
D (外、8、団) 60.4							57	62	69	65	50	53	60	62	65	61	
E (内、8、団) 29.3								14	3	8	18	41	65	44	41		
F (外、8、個) 38.4						27	37	53	50	29	44	48	47	30	27	43	26
G (内、7、個) 16.8								10	14	24	31	30	11	8	6		
H (内、6、個) 66.3						34	33	78	77	76	37	43	117	107	74	53	
I (外、11、団) 56.8						65	57	69	54	68	67	65	62	58	45	36	36
J (外、8、団) 28.4								39	37	22	35	32	36	19	7		
K (内、8、個) 27.6								12	18	7	13	29	48	53	41		
L (外、7、団) 65.1	55	59	63	66	73	76	69	69	68	70	67	67	56	54			
M (外、5、個) 29.4								24	24	33	31	28	12	54	29		
N (外、9、個) 77.1	61年46 62年56 63年76	74	92	66	100	127	100	134	78	64	81	55	47	38			
O (外、6、団) 70.1								62	68	78	68	55	76	75	76	73	
P (外、7、個) 23.5								19	23	24	19	35	31	17	20		
Q (内、8、個) 24.3								18	18	13	17	19	56	48	22	8	
R (外、7、個) 37.6	18	24	23	28	52	12	33	21	43	30	44	84	74				

『日本の種牡馬録』(1977)より該当部分抽出

(短 所)

- | | |
|---------------------|-------|
| ① 種が固定しがちになる | 29.3% |
| ② 投資が多すぎる | 27.3% |
| ③ 投資が回収されない心配がある | 12.7% |
| ④ 種付料が高すぎる | 8.7% |
| ⑤ 独占的利用で部外者に悪影響を与える | 8.0% |
| ⑥ 種牡馬の飼養管理費が高い | 7.3% |

上記の意識調査の結果を独自に解釈してみると、

シンジケート結成が傾向的に増え、"種"の供給市場に変化がでていることである。生産者が自己有繁殖牝馬に対して、「種の外給」にいちまつの不安がでていること、少数ではあるが投資対象を前面に打ち出していることなどが明確化しているし、また割高のシンジケートに加入せざるを得ない状況、回収の心配など内容として生産者の自主的構成の側面よりも、一部のリーダー的存在によるイニシアで、運営が行われていることを予測させる問題提起もある。

さらに、独占的利用組織が旧来の村落共同体の枠を超えてできあがるなかで、排外的になっていることも部外者に悪影響を与えるということが回答のなかに表現されていて、都市型の利益集団の結成が様々な矛盾を含んでいることを伺わせる。

第4表、および5表は「種牡馬録」(1977)掲載の牡馬294頭について、1969年以前から国内で種牡馬として供用されている35頭すべてを拾い出したものである。それは個人有、団体有馬18頭、シンジケート馬17頭の内訳になるが、共通点と相違点が明確にでている。

まず第一に、個人・団体有には内国産馬7頭があり、この加重平均種付数は29.7回/年で、外国産馬の平均54回/年に比べ、格段に少ない。にもかかわらず今まで、種牡馬として供用されていることである。逆にシンジケート馬17頭内には、内国産馬はゼロ、年間平均種付数は62.2回で、個人、団体有

第5表 1969年以前に種牡馬になった馬の種付実績（シンジケート有）

馬名	平均種付回数	1963	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76
A (外. 10)	64.4							80	79	66	73	66	63	44	44
B (外. 6)	56.5							46	45	80	63	51	57	70	40
C (外. 13)	62.9							60	77	67	65	69	64	60	41
D (外. 9)	63.6						67	66	69	73	75	56	67	60	52
E (外. 10)	63.0							89	111	70	45	46	50	50	43
F (外. 6)	72.7	62-52 63-55	45	45	44	54	97	113	125	92	81	65	72	86	65
G (外. 14)	53.4						59	54	58	60	68	56	45	41	40
H (外. 5)	67.8		52	54	61	56	71	70	75	75	75	78	75	75	65
I (外. 13)	59.6							72	73	69	58	51	51	52	51
J (外. 5)	59.5		32	47	55	44	60	66	67	75	71	69	69	67	52
K (外. 14)	64.9						68	70	71	73	72	73	53	54	50
L (外. 12)	65.1					61	60	66	68	79	69	57	70	59	62
M (外. 10)	52.8						52	58	57	42	39	36	77	58	56
N (外. 8)	55.3						50	62	70	70	51	41	51	47	
O (外. 13)	65.8						67	71	70	70	66	61	61	60	
P (外. 9)	67.0		66	72	70	63	75	66	67	69	70	61	61	58	
Q (外. 10)	62.8						61	74	46	65	70	72	73	53	51
平均	62.2														

「日本の種牡馬録」(1977)より該当部分抽出

の41.6回をこれまた大幅に上まわっている。少なくともシンジケート馬は、個人、団体有より20回以上、年平均で種付回数が多いことが認められる。

第二に、個人有国産馬で群を抜いているHは史上初の五冠馬シンザンであるが、これは現役戦績19戦15勝で、自己獲得賞金は6,000万円、産駒の獲得賞金総額は20億円に達し、産駒の戦果が優れてくるに従って、種付回数が飛躍的に増大している。他方、個人有馬のNはチャイナロックであるが、年平均77回の類例をみない種付頭数を消化している。これは、1960年、英国で種牡馬になってから、産駒が2513ポンドを稼いだほか、日本に持ち込まれてからの産駒の勝鞍は483勝、獲得賞金46億8,200万円と比類なき産駒戦果が良血馬としての人気を上昇させ、かつ、余勢回数を増す結果となっていることである。内国産馬のシンザン、外国産馬のチャイナロックはそれぞれの特徴において、いずれのシンジケート馬をも凌駕している。

第三に、個人、団体有馬の種付回数は、馬により、年次により、かなりのバラツキがあるが、シンジケート馬は、この差が少なく、比較的固定していることである。シンジケートの性格そのものにも規定されて、シンジケート馬は飼養費（飼馬料）の捻出や会の運用上の観点から、牝馬をして一定の稼ぎを強要しなければならない条件が、内在している。それに対し、個人有馬は、購入料金の償還さえすれば、飼馬料など、牝馬のなかに含めて相殺できるし、産駒に期待をつないで長期に種の保存をつなぎとめることができる。団体有についても、種付料収入が団体の運営そのものを規定するほどのものではないので、多少不人気であっても長期供用のための繫養は可能である。逆にいえばシンジケート馬が能力以上に、あるいは能力ぎりぎりに収益を追求しようとする結果の数的違いとして受け取っておいてもよい数字の差であろう。

第四に、個人、団体有は青壮令馬が多く、10才以上は2頭しかいない。逆にシンジケート馬は半数以上が10才以上で、老令馬の比重が高いという特徴がでている。

これは、シンジケートは産駒の戦果という、選択要因としては比較的安定した条件を柱に牡馬を購入していること、および、輸入馬が多く、海外で戦果実績のあるものを求めているなどの状況に規定されていると考えられる。

いずれにしても、1969年以前から種牡馬に供用されたという条件のもとで選んだ35例はその範囲でのすべてであるが、シンジケート馬の性格がかなり明確に出されていると考えてよい。

(3)種牡馬の種付とシンジケート加入

諸大家畜に関しては、既に人工受精は広汎に行きわたり、一般化している。精液の効率利用、受胎率の高さから当然のことであるが、軽種馬界ではこれを許さない。人工受精による産駒は競馬に出走できないのである。従って、自然交配いわゆる本交に頼ることになり、交配証明書が血統を明らかにして後世に引継ぐ重要なポイントとなる。

牡馬の種付に供される期間は2月～7月で正味せいぜい5ヶ月間である。種牡馬の生理的にみた種付可能回数は1日2回で、単純計算すれば、種牡馬当たり1年間の種付供用可能回数は300頭となるが、実際問題そうはいかない。

牡馬側の受胎の関係からして、1繁殖牝馬に対する「種」は回数が2～4回に及ぶ場合もあり、おおよそ延べ100頭対象が限度だとしている。繁殖牝馬所有の生産者、仔分馬提供馬主にとって、希望する「種」が確保できるかどうかの不安は、こうした限定条件のもとにおかれているからであって、シンジケートに加入し、結成・運用にかかわることは、自己繁殖牝馬への種付権利の予約・確保にされている。いわば、個人として購入できない種牡馬を会員カルテルの型で保有し、種付権利を享有しようとしたものである。

さて、生産農家のシンジケート利用はどうなっているのだろうか。

先述の「日高地域軽種馬実態調査委員会」の49年度調査によれば、「経営規模が大きくなれば、比例的にシンジケート利用率が高まり、『余勢』の利用も同様になる。逆に経営規模の小さい生産者であれば、種の個人的利

用が多くなる」とあり、

シンジケート馬利用は「サラ専営 98%, サラ・アラ併飼 90%, アラ専営 50%, アラ混合 13% (178 戸無差別軸出)」、またシンジケート利用は「日高の西部、東部、中央部の全地域で 79% の高率利用に及んでいる」と報告している。

経営規模の大きい農家（生産者）は、繁殖牝馬の繫養頭数が多く、引き合わせ牡馬の数的必要性は多いので、利用率が高まるのは当然であるが、他方、種を固定させず、選択できる有利性があって、シンジケートの効率利用がされているし、シンジケート加入故に、「余勢」の利用も有利である。従って、繫養頭数に比例して加入するシンジケート数も増えていく、という傾向が認められる。

シンジケート馬にサラブレッドの専営経営の加入率が高いのは、この部分で良血種の改良が一段と進んでいることとならんで、購入価格が飛び抜けて高いからである。また全国的にみて日高へのシンジケートの集中度が高いのは、特化地域（繁殖牝馬集中）の集中のメリットが生れるからである。ちなみに、種付場所への牝馬輸送圏は 30~70 km になっていて片道 1~2 時間が限界とされている。これは軽種馬産の中心地、門別、新冠、静内、三石、浦河の各町をほぼ包摂する範囲と考えてよい。

第 6 表 シンジケートの利用と加入

繁殖牝馬繫養頭数	平均持株数	平均払込総額
1.0~5.0 頭（層）	1.6 株	113.6 万円
5.1~10 頭（〃）	4.1 株	943.2 万円
10.1~15 頭（〃）	8.6 株	2255 万円
15.1~ 頭（〃）	20 株	4672 万円

（「中央競馬会報告書」(1978年) より 21 戸抽出調査）

日本中央競馬会の報告書（昭和 53 年）⁷⁾によると、シンジケート持株数は、ほぼ繁殖牝馬の飼養頭数規模に比例している。5 頭以下層では 2 株以下で

あるが、15頭以上層になると20株にもなっている。15頭以下層では、繁殖牝馬頭数に比較し、それ以下の株保有であるから、不足部分を自己有の牡馬か、ノミネーション株の購入に頼ることになるが、15頭以上層では、保有シンジケート株で、「種」の内給ができるほか、「余勢」部分をも保有することになる。

他方、シェア株購入についての払込金では4～5年の分割払いが一般化しているものの5頭以下層では100万円台、15頭以上層で4,600万円台と大きく開いていて、平均しても2,115万円となる。下位層のシンジケート馬が格安で上位層ほど高価格馬になる傾向はあるが、それは保有株数についてもいえる。

こうしたシンジケート株の集中的購入時期、いわばシンジケート結成の最もすすんだ時期は1962～65年で、全体の半数以上がこの時期にシンジケート株を購入している。

次に種付実態について分析しておきたい。シンジケート株は1960年代後半には40株構成が支配的であったが、輸入牡馬の増大と馬匹価格の高騰で70年代になると50株編成の比率が高まってくる。

シンジケートにおける年間の種付数と種付料(員内・外分)は毎年、各会の通常総会で決定されるが、種牡馬の年間飼養管理費、保険料・治療費、会運営上の事務費、会議費は、会のなかで調達しなければならない。それは、株主の株数による出資金で埋め合わせる方法もあるが、大部分は、会構成員の肌馬に対する種付のほかに、「余勢種付」と称して、「種」の員外販売を行い、その収入で補填するのである。

「余勢販売」については、普通毎年2月初旬、静内町にあるJapan Stallion Nomination Company⁹⁾で各種牡馬の「余勢」部分の「せり」が行われ、それぞれ種付価格が決まり、対象の繁殖牝馬に対してノミネートされるほか、個人的な売々としてはシンジケートの総会決定に従った価格で行うことを原則としている。産駒の競馬成績により、良血牡馬に関してプレミアムがつくこと

はしばしばありうるし、不人気馬に対しては値下げが断行されることもある。

余勢回数の決定は、それぞれ種牡馬能力、年令、シンジケート運営費など総合的に判断して決められるが、種付料との相関は不鮮明である。

回数についての平均値を出してもムダなほどばらつきがあるが、一般には余勢分は10~20頭で、なかにはトータル127頭(チャイナ・ロック)というようなレコードもあることは前述のとおりである。

余勢種付は、シンジケート会員の内外に行われるが、員内余勢¹⁰⁾は優先し、種付料も若干安いのが普通である。第3表のように員内は平均70万円(10万~180万)、員外は105万円(15万~250万)で員外が割高となっているが、これはむしろ当然である。シンジケートにおける余勢料は、会の定期総会で「めやす」を決定するものの、「せり」にかけられたものにはかなりの変動がある。決定された余勢種付料はスタリオン・レビューなどの種牡馬雑誌を通じ、全国に宣伝して、種付用の繁殖牝馬を募ることになるが、繁殖牝馬の移動圏がせいぜい30~70kmであるため、種付の地域的限定は必然化する。従って、個人所有牡馬よりもシンジケート馬は、構成員の宣伝が、余勢の販売市場を拡大する分だけ有利性があるといわれている。

種付回数は、馬の能力とも関連して一定でないが、普通100頭前後は可能とされている。しかし問題は、種付市場が、種牡馬の能力を十分發揮できる状態になっているかといえば、決してそうではない。スタリオン・レビューの1972年、77年の種付料別配合状況をみれば、35万円以下の層では年間一頭平均種付回数50頭には大部分が及ばない。低価格馬ほど需要が少ないという結果がでている。逆に50万円以上層になれば、1頭平均の需要は60頭を超えている。

1977年の場合は、130万円以上の高額種付料の馬でさえ17頭を数えるが、これらは平均55~60回の種付をこなし、種の安定的供給をしていることがわかる。1972年と1977年を比較し、1頭平均の種付頭数こそ56~57回と変わらないものの、高額種付料馬への配合要求が強まっている点が特徴的であ

第7表 1972年度・77年度供用シンジケート種牡馬の種付料別種付頭数

	1972年 度			1977年 度		
	種付牡馬数	全種付数	一頭平均 均種付数	種付牡馬数	全種付数	一頭平均 均種付数
種付料						
10万円	1	14	14.0	2	52	26.0
15万				2	60	30.0
20万	2	122	60.9	7	310	44.3
25万	1	16	16.0			
30万	15	685	45.6	7	330	47.1
35万	4	167	41.7			
40万	12	651	54.2	4	180	45.0
50万	16	969	60.5	29	1,722	59.4
55万				1	65	65.0
60万	2	87	43.5	9	592	65.8
70万	4	286	71.5	10	630	63.0
80万	12	829	69.1	8	468	58.5
100万	5	323	65.6	15	896	59.7
120万	2	121	60.5	3	195	65.0
130万				2	110	55.0
150万				7	415	59.3
180万				1	60	60.0
200万	1	44	44.0	4	241	60.3
250万				2	115	57.5
280万				1	76	76.0
	77	4,319	56.1	114	6,517	57.2

「スタリオン・レビュー」より作成

り、かつまた、そうした牡馬の数も1972年に比べ1977年は50%ほど増加したのである。

シンジケート、個人、団体の所有馬別に種付状況をみると（1969年以降）第4、5表で次のようなことが認められる。

第一に、個人所有牡馬の種付回数は、ごく一部の例外を除いて少なく、平均30頭である。また年度によるばらつきが激しく、自己有繁殖馬以外の「余勢」の確保に不安定性があることである。

19戦15勝の5冠馬シンザン（第4表のH）ですら100回を超える種付は、種牡馬に移項して8・9年目であり、産駒の戦績が、一時的に種付回数を増してい

るもの、その後は減少し、平均値近くになっている。

第二に、団体有馬5頭の調査によると、人気馬3馬はコンスタントに50回を超えており、他の2馬は1969年以後、年平均20～30回である。年次別の流れからして、極端な増減ではなく、毎年の種付回数がほぼ固定している。

第三に、シンジケート有馬17馬についてみると、種付回数は平均60～70回をコンスタントに消化しており、100回を超えた経験をもつ馬こそ2頭にすぎないが、すべてが平均の50回を超えており。

これは、会の運営・飼馬料の捻出に余勢料があてられることから、員内・外種付をコンスタントに一定枠まで広げるため、それなりの市場拡大策をとっているものと考えられる。

(4)シンジケート馬の輸入と資金問題

シンジケート馬の輸入頭数は年次別に把握できても、購入価格と、そのための資金調達についてははなはだ統計が少ない。従って聞とりなどの調査結果の分析にとどめたい。

第3表によるとシンジケート馬の平均購入価格は内国産馬で700万円、輸入牡馬は2億3,235万円となっている。特に輸入馬は、最底で400万円、最高で7億2,000万円とその幅も180倍に達しているが、その平均購入額の高価なこと、1億円を超える馬が13頭中9頭も存在していることは注目に値する。輸入活馬の購入は前述のように関税、輸送費、仲介商社マージン、保険料などの諸経費の加算分があるとはいえ、高価格馬の多い背景はいわば馬匹価格そのものの価格水準が高いことが最大要因である。

さて、こうしたシンジケート馬に対しての資金調達と運用はどうなっているのだろうか。

出資金額が少額であったり、一部資産家の自己資金出資を別にすれば、大半は借入金でこれを賄う。それは地域に密着した地方銀行や農協関係の信用部ないし商社からの借入依存が高く、調達方法に定型はない。要は会員株主

第8表 1978年軽種馬輸入に関する調書(サラ系牡馬)〈日高〉

馬番号(生年)	輸入相手国	輸入金額	飼養場所	飼養形態	資金調達(借入、自己)	取引銀行	取引商社
① (1975) アメリカ	2,000万円	個人牧場	個人	自己		組合貿易	
② (1972) "	2億1,780万円	スタリオン・センター	シンジケート	借入	協和銀行	野沢組	
③ (1967) "	1億2,000万円	個人牧場	"	"	不 明	"	
④ (1972) "	6,488万円	"	個人	自己		トーメン	
⑤ (1975) イタリア	1億3,520万円	"	未定	借入		ジャパン・ラッド	
⑥ (1966) フランス	1億1,457万円	"	シンジケート	"	協和銀行	ジャパン・ストック	
⑦ (1974) "	7,600万円	"	"	"	農協プロパー	野沢組	
⑧ (1972) "	3億8,380万円	"	"	"	信 連	ストック商会	
⑨ (1969) イギリス	1億7,000万円	スタリオン・センター	"	"	信 連	エバーユニオン	
⑩ (1973) アイルランド	3億3,000万円	種馬所	"	"	不 明	組合貿易	
⑪ (1969) "	7億1,738万円	スタリオン・センター	"	" (一部自己負担)	信用金庫	ロードホースクラブ	
⑫ (1965) フランス	1億8,500万円	個人牧場	未定	"	不 明	ジャパン・ラッド	
⑬ (1970) アメリカ	3億2,000万円	"	"	"	"	ストック	
⑭ (1973) "	2億8,500万円	"	"	"	道相互銀行	藤井商事	
⑮ (1974) "	1億2,350万円	スタリオン・センター	シンジケート	"	信 連	ストック商会	
⑯ (1966) カナダ	1 億 円	"	"	"	農協プロパー	信 連	
⑰ (1974) アメリカ	3,000万円	種馬所	"	自己		ロードホースクラブ	
⑱ (1972) "	2億4,400万円	スタリオン・センター	"	借入	"	エバーユニオン	
⑲ (1972) カナダ	5,400万円	種馬所	"	"	道相互銀行	グリインヒルズ	
⑳ (1969) "	1億4,000万円	スタリオン・センター	"	"	信用金庫	ナル・トレディング	
㉑ (1975) イギリス	1,980万円	個人牧場	個人	自己 (一部借入)	不 明	組合貿易	
㉒ (1975) アメリカ	1,745万	"	"	"		大西洋貿易	
㉓ (1974) イギリス	2,632万円	"	"	"		ジャパン・ラッド	

日高支庁資料等により作成

第9表 1978年軽種馬輸入に関する調書(サラ系牝馬)〈日高〉

馬番号(生年)	相入相手国	輸入金額	飼養場所	飼養形態	資金調達(個人、借入)	取引銀行	取引商社
① (1975)	アメリカ	520万円	個人牧場	個人	自己(一部借入)	信連	エバーユニオン
② (1976)	イギリス	1,000万円	"	"	自己		ナル・トレディング
③ (1975)	フランス	285万円	"	"	"		野沢組
④ (1974)	アイルランド	400万円	"	"	"		ナル・トレディング
⑤ (1975)	アメリカ	400万円	"	"	"		東陽貿易
⑥ (1975)	アイルランド	324万円	"	"	"		ロードホースクラブ
⑦ (")	"	691万円	"	"	"		"
⑧ (")	"	238万円	"	"	"		"
⑨ (")	"	360万円	"	"	"		"
⑩ (1976)	"	436万円	"	"	"		"
⑪ (1975)	"	264万円	"	"	"		"
⑫ (")	"	1,080万円	"	"	"		"
⑬ (1974)	アメリカ	1,400万円	"	"	借入(一部自己)	農協プロパー	ナル・トレディング
⑭ (1975)	"	951万円	"	"	自己		土井宏三
⑮ (1965)	"	580万円	"	"	"		エバーユニオン

日高支庁資料等により作成

第10表 1978年軽種馬輸入に関する調書(アラブ系、牡馬、牝馬別)〈日高〉

馬番号(生年)	相手相手国	輸入金額	飼養場所	飼養形態	資金調達(自己、借入別)	取引銀行	取引商社
① (1975)⑪	フランス	675万円	個人牧場	個人経営	借入(一部自己負担)	道拓殖銀行	グリイン・ヒルズ
② (1975)⑫	"	1,800万円	"	"	"	道相互銀行	ストック商会
③ (1974)⑬	"	1,150万円	"	"	"	農協プロパー	"
④ (1975)⑭	"	3,900万円	スリオンセントラ-	"	"	信用金庫	エバーユニオン
① (1976)⑮	"	450万円	"	"	"	農協プロパー	ストック商会
② (1974)⑯	"	765万円	個人	"	"	"	"
③ (1975)⑰	"	800万円	"	"	自己	"	エバーユニオン
④ (1974)⑲	"	900万円	"	"	借入(一部自己負担)	道相互銀行	ストック商会

日高支庁資料等により作成

第11表 軽種馬輸入に関する調書(1977年)〈日高〉

	サラ・アラ別	牡牝馬別	輸入相手国	輸入金額	輸入商社	飼養地	個人・团体シナジー別	借入金、自己資金	取引銀行
A (1926)	サラブレッド	牡 馬	フランス	1億1,000万円	野沢組	スタリオンセンター	シンジケート	借人	信用金庫
B (1976)	〃	牝 馬	アメリカ	1,800万円	ナル・トレディング	個人牧場	個人	自己	
C (1972)	〃	牡 馬	アメリカ	5,000万円	ストック商会	"	"	借入	道相互銀行
D (1976)	〃	〃	〃	3,700万円	ラサ商事	"	"	自己資金	
E (1970)	〃	牝 馬	〃	500万円	"	"	"	"	
F (1974)	〃	牡 馬	〃	1億4,000万円	藤井商事	スタリオンセンター	シンジケート	一部自己(3000万) 他借入	不明
G (1972)	〃	〃	〃	2,500万円	東陽貿易	個人牧場	個人	一部自己(1300万) 他借入	不明
H (1975)	〃	牝 馬	〃	275万円	"	"	"	自己	
I (1968)	〃	牡 馬	フランス	8,745万円	ストック商会	スタリオンセンター	シンジケート	借入	農協資金
J (1973)	アングロアラブ	〃	〃	1,300万円	"	個人牧場	"	自己	
K (1974)	〃	〃	〃	416万円	"	"	個人	自己	
L (1974)	サラブレッド	〃	イギリス	1億3,500万円	エバーユニオン	スタリオンセンター	シンジケート	借入(1部自己)	北洋相互銀行
M (1973)	アングロアラブ	〃	フランス	1,250万円	"	個人牧場	個人	自己	
N (1974)	〃	牝 馬	〃	750万円	"	"	"	"	
O (1973)	〃	〃	〃	850万円	"	"	"	"	
P (1975)	サラブレッド	〃	イギリス	752万円	ラサ商事	"	"	"	
Q (1974)	〃	〃	〃	846万円	"	"	"	"	
R (1968)	〃	牡 馬	〃	1億2,900万円	"	種畜牧場	シンジケート	借入(1部自己)	信用金庫
S (1965)	〃	〃	〃	7,000万円	"	個人牧場	個人	自己	
T (1964)	〃	〃	オーストラリア	3億0,500万円	ナル・トレディング	"	シンジケート	借入	相互銀行
U (1969)	〃	〃	〃	1億1,574万円	ジャパン・ラッド・ストック	"	個人	自己	
V (1973)	〃	牝 馬	アメリカ	1,300万円	エバーユニオン	"	"	"	
W (1974)	〃	〃	〃	550万円	"	"	"	"	

の経済的負担能力や担保能力、商社の介入程度によって決まる。ただし、最近の傾向としては、シンジケート自体が農協のプロパー資金、信用金庫や地方の相互銀行から一括して借用することが多い。(8~11表)

第8表は1978年日高支庁が受けつけた輸入牝馬のサラ系について、輸入経過、金額、資金調達状況と取引き銀行、輸入業務代行の商社の一覧である。1978年輸入の23頭の種牡馬は、出生が1960年代後半から70年代前半で、10才前後の青壮令馬が多い。また、日本の全体的傾向として輸入頭数では牝馬が多いが、日高では、1978年サラブレッド38頭輸入のうち60.5%に当る23頭は牡馬で、アラ系については半々の割合となっている。また輸入馬はサラ系が多く38頭に達しているのにアラ系はわずか8頭で、輸入馬は高価格馬のサラブレッドに集中していることがわかる。輸入相手国は英、米、仏の競馬先進国が中心になって、その順位は常に入れ替わるほど接近しているが、他の国々からの輸入数は少ない。次に輸入価格であるが、これは現地での買付け価格ではなく、諸経費が含まれたものであり、シンジケートを組む場合の会員割当出資金の母数になる数字である。1978年でみれば、サラ系牡馬11頭の平均輸入牝馬7頭の平均860万円に比べ、種牡馬は13倍も高い。アラ系は輸入数も少なく、価格も安く、シンジケートの結成も少ない。輸入馬として、個人経営の生産者が買いつけた繁殖牝馬は自己有の馬房、厩舎に繋養するが、シンジケート馬になると構成員の出資などによるスタリオンセンター、スタリオンステーション、特定種馬所での飼養が増加する。

1億円を超えるような種牡馬で、輸入段階で飼養形態が未定になっているのは、後追いの形でシンジケートを組むものと思われ、目下、組織中と考えてよい。

資金導入面でも、明確な特徴がでている。サラ系については、輸入価格が高く、かつシンジケート有馬は借入金依存度が高いことである。逆に、アラ系のように馬体価格が安いものは、自己資金充足率が高い。借入資金は、大手市中銀行は少なく、中小企業向け融資対象を軸としている地元信金、諸相

互銀行、拓銀のほか農業系統としての信連や農協プロパーに仰いでいることがわかる。また借入金は、おおかた輸入価格を上まわり、シンジケートの運用資金を含めて融資を受けているところが多い。

次に輸入の代行業務を担当している商社であるが、大手のトーメン、丸紅、伊藤（忠）など旧来の巨大商社に変って、比較的中・小の商社の進出が目立っている。例えば、伊藤忠の家畜輸入部門から独立した野沢組、丸紅から分かれた東陽貿易など大手商社で畜産輸入を担当していた商社員が独立したものや、古参の藤井商事、エバーユニオン、地元のストック商会やたった2人で商社をつくっているナル・トレイディングなど複雑であるが、大手から分れた商社は、従来自らが担当していた流通機構を上手に利用しているのである。

種牡馬と牝馬の価格差がサラ系、アラ系を問わず大きいのは、牡馬の血統がレースに大きなウエイトをもつこともあるが、年1回の出産と年100回にも及ぶ種付回数との回転量の違いと受けとめることができる。

金融機関側は、種牡馬の保険金を最大担保として貸付けるし、リスクは少なく、あぶなげない融資先となることから、むしろ金融機関側からイニシアチブをとってシンジケートの結成を指向させる傾向が強く、サービスも充実してきている。従って多くのシンジケートは会の事務所を借入金融機関先におくことになり、諸事務の代行、諸議案の作成すら行っているところも少なくない。

シンジケート結成に際して、初期の段階では株主の現金出資比率の高いのが普通であるが、初期の種牡馬を廃馬にして、次期シンジケートを結成する場合、前回の会を基礎に組織することが一般的で、若干の構成員の変化こそあれ、当初の金融機関が、会名を変更（変更しない場合もある）して引き継ぐ形態をとっている。

1975年の『日高地域軽種馬飼養農家経営実態調査報告書』¹²⁾によると、日高地区133戸のシンジケート加入農家の、加入に際する資金調達方法についての報告がある。

これによると、

調達方法別資金割合は、自己資金充当率45%，借入資金55%とやや借入金依存の高いことを示し

一部でも自己資金で賄った 53% (44~70%)

一部でも借入金で賄った 78% (76~81%)

で、借入金比率の高いことがわかる。

また、形態別に自己資金充当率、借入金補填率をみると（第12表）。

第12表 経営形態別の資金調達割合

形 態	自 己 資 金 充 当 率	一 部 自 己 資 金 充 当	借 入 金 備 补 填 率	一 部 借 入 金 備 补 填
サラブレッド専営	28%	(37%)	70%	(79%)
アラブ専営	42%	(83%)	55%	(75%)
サラ・アラ併飼	39%	(46%)	59%	(77%)
サラ混営	62%	(67%)	37%	(66%)
アラ混営	81%	(100%)	14%	(100%)
サラ・アラ併飼・混営	89%	(97%)	11%	(65%)

注1) 混営は軽種と他部門の混合（複合）経営

注2) () 内は一部でも自己資金でまかなかった場合の自己資金割合と
一部でも借入金でまかなかった場合の借入金割合

比較的廉価のアラブ系牡馬のシンジケート加入農家の資金調達は、自己資金ウェイトが高く、かつその場合の自己資金占有割合も高い。しかし、サラブレッド專業経営になると、自己資金を提供している農家は30%にも満たずかつ、借入金の依存ウェイトは80%に達しようとしている。アラブの混同経営や、サラブレット・アラブの併用飼養での混同、複合経営になると、経営規模も小さくなり、零細で、飼養頭数も少なくなるので、借入負担を増そうとしていない、つまり自己資金範囲でシンジケートに加わろうという意向のあることが伺える。

やはりシンジケート加入農家のなかで、零細規模農家ほど自己資金支出ウェイトが高く、大規模農家や農外資本経営ほど借入金依存度が高いことが

第13表 経営規模別自己資金、借入金充当割合

経営規模別	自己資金 充 当 率	一部でも自己 資 金 充 当 率	借 入 金 補 填 率	一部でも借 入 金 充 当 率
3頭未満	60%	(90%)	37%	(60%)
4~5頭	46%	(19%)	49%	(70%)
6~10頭	44%	(58%)	51%	(77%)
11~15頭	38%	(54%)	59%	(79%)
16頭以上	29%	(37%)	68%	(78%)
農外資本農場	7%	(30%)	93%	(90%)

注()内は1部でも自己資金ないし借入金でまかなかった農家の自己資金ないし借入金割合

判明するし、かつ、零細なほど借入金に依存したにしても、借入割合は少なく、大規模経営はそれとは対照的に借入金依存度が高い。

勿論、その背景には、大規模経営の加入するシンジケート牡馬の購入価格そのものが高く、1人当りのシェア株価に対する投資額が大であることが背景になっていることはいうまでもない。

こうした資金投資と充当を前提としたシンジケート結成に際し、構成員全體が軽種馬の生産者であり、軽種馬繁養の農民であっても、農協の系統資金や政府制度資金は融資の対象とならない。従って先の借入金は、農協であれば系統以外のプロパー資金、ないし市中銀行や農林中金など系統農業団体資金に依存することになるので、金利負担は年利8.4~10%の高利にならざるを得ない。軽種馬生産は、その担い手が農民であっても、生産物の属性からして農政の対象外におかれているのである。

高金利負担の資金導入による種牡馬の導入の結果、投資に対し、それぞれのシンジケートで、回収計画がたてられる。

投資金額は、輸入牡馬の場合、購入価格に関税、輸送費、商社手数料、保険負担金が加えられた総額となるし、内国産馬であっても関税や輸入諸経費を差引いた他の経費は変わらない。ただし、決定的に違うのは馬匹価格そのものである。回収の問題が極めて重要なのは、輸入牡馬シンジケートに関して

であり、回収は種付料収入が基本となる。回収の方法としては①3年位の早期回収、②7年前後の耐用年数にもとづく回収、③体力限界までで10年ないし、それ以上の長期回収に分類できる。

①の場合、種付料は高額で、種付回数を増やし、回転率を高める方法で行っているが、結局のところ、員内・外余勢料収入を極大にしており、牡馬の能力をフル回転させるのである。対象馬が特に若令馬とは限らないが、購入価格が比較的高額馬で、産駒戦果がまだ表われていない牡馬や無名馬において行われているが、数的には少ない。肌馬所有者は血統と馬体のみで「種」を選択する傾向もあるがこうしたことはアラブ系に多い。

②の耐用年数を定めて、割り出す方法はきわめて一般的である。耐用年数の決定に当っては、牡馬の馬令だけでなく、能力や将来性が個体別に著しく異っていて供用耐用年令が決めにくいため、7年前後に償却のポイントをおくのが普通である。但し、若令馬は10年以上、老令馬であれば5年が限度ということで振り幅があるので、あくまで平均値としてみた場合である。従って、投資に対する支払い期限は普通4～5年であり、その間の「余勢収入」と、支払い後の「余勢収入」を勘案して割り出すことになる。この方法は、青壮令馬、老令馬に比較的多くみられ、種付料も、早期回収型に比べて若干安価となる。

③は、種牡馬を廃馬、つまり種牡馬の生理的限界まで供用することを前提として、長期間にわたって回収をはかる方法である。種付料を比較的安価にし、ノミネーション株を安定的に確保していくのがねらいであるが、馬令は青壮令馬で、産駒の戦績によって、^ヒ爾後の展開は大きく変ってくる。

シンジケート馬の出資金の回収といつても構成員は分割支払い期間中、1株につき1回のシェア株をもっており、1回の種付料がどの程度になるかは、支払い満期後の種付年数が定った段階でなければわからない。種付年数が長期にわたり、その間、産駒が好成績をおさめた結果、着実に出資金の大部分が回収され、自らの肌馬に対する種付料が相殺されるほどの配当額に達すれ

ば別であるが、そうゆうケースはあまり多くない。投資資金の回収といつても、少なくとも計算時には、支払期間内の自己繁殖馬への割高の種付料は差引いて、諸経費の捻出と、償却後の「余勢収入」への期待をもってシンジケート出資をしている場合が多く、出資金まで回収するなどとは、それほど考えられていないのが普通である。

次に、種牡馬の輸入とシンジケート結成について若干ふれておきたい。

周知の如く、種牡馬の輸入は、繁殖牝馬と平行して70年代に激増したのは第1表の通りである。

外国で購入される牡馬は、第一に、イギリス、フランス、アイルランド、アメリカなど競馬先進国での重賞レース勝馬であり、今日種牡馬の23頭が各国ダービー経験などをもつ馬である¹³⁾。

これは現役戦績にもとづいて購入されるので、産駒の戦果はなく、その点未知数の部分が多い。1960年代の輸入馬は、こうした牡馬が主として軽種馬協会や専門農協などの団体によって購入されていたし、個人有といえば、資本力のある大牧場オーナーに限られていた。

しかるに、70年代のシンジケート結成の促進は、関連する金融機関の安定的資金貸付を背景に、こうした勝馬をシンジケート有にする機会を増やしたのである。

第二は、産駒の実績をみた上での種牡馬輸入である。これは先の第8～11表でも明らかなように、購入実績としては非常に多い。その場合、産国で種牡馬となり産駒実績をもつもの、産国以外の国々に輸出され、そこで産駒実績をもつもの、そして双国において、それぞれ産駒の勝鞍数と賞金獲得額に実績をもつものの3通りの経由方法があり、極めて複雑になっている。

このように産駒の戦果が既に実績としてある牡馬は、現役戦果との相関もあり、安定性が証明されているものの、老令化傾向にある馬令のものが多く、先ゆきの短かい10～14才になっている。こうした牡馬でシンジケートを結成すれば、回収の問題から、高価な種付料を要求し、多くの回転数を消化する

ことがどうしても前提とならざるを得ない。

さて次にシンジケート種牡馬の購入方法である。

現地調査の結果によると、あらかじめ候補馬を幾通りか選んで、それぞれの予算と見くらべ計画的に購入することが一般的であり、なかには、シンジケートリーダーにまかせて現地に赴き候補馬を決めてくる場合もある。しかし、最近の傾向のなかには、この取引きのなかに商社が深く関与しており、当初はシンジケート役員が選考した馬の購入と輸送に関する事務手続きのみを代行していたものが、次第に候補馬の選択権をもち、シンジケートの結成にまでイニシアチブを発揮する例すらあらわれている。

購入・取引方法に定式化されたものがあるわけではないが、シンジケート結成に当っては、オルガナイザー的役割の複数人が、種牡馬のおよその目安、会の内容、枠組のアウトラインを決め、直接目的地に赴くか、商社を通じて交渉をゆだねるか、の方法が一般的、表面的現象として映し出される。

しかし、予算と候補馬を決めて、現地に赴くにせよ、現地で出物を購入するにせよ、輸入業務は必ず商社が代行するし、馬体をじかに確かめるには、調教師や専門家の同行も必要となり、生産者以外の様々な力や外在的要因が潜入してくるのである。

初期の段階では、シンジケートを結成する代表者の指示とイニシアチブで、商社が補充的役割を果していたものの、イギリス、フランス、アメリカ、アイルランドなど現地の情報に詳しく、現地案内・通訳を通じて、種牡馬の売買に、商社が全面的に介入する。なかには、既に商社が、候補馬（特に人気馬や勝鞍馬）を現地購入し、現地繫養しているものを売買することも稀ではない。やがて、現地から日本の牧場までの輸入、輸送手続の一切を商社が行い、“種牡馬”の選択に関しても、変更馬をあてがわれ、出むいたシンジケート代表者に、そのPRをさせられることすらあるのである。

輸入代行業務は、これまで丸紅、伊藤忠、東メンなどの大手商社を中心に担っていたが、次第にこうした商社における専門担当者が独立して独自の小

さな（時には2-3人）商社を設立して、従来の客層を継続して掌握するブローカー的存在が増加している。牡馬1頭で数千万円の手数料収入が見込まれるのだから、小規模で成り立ちうるし、加えて、こうした分離独立商社は、単なる輸入業務の代行だけでなく、シンジケート結成のリーダー的人材に近づき彼等を発起人として、リーダーの勢力範囲の牧場や生産者を誘わせ、事実上、シンジケート結成の陰のオルガナイザーとしての力を發揮するほか、牡馬購入に必要な資金貸付を行い、また市中銀行ととりあってわたりをつけるなど資金導入にまで影響を發揮して、シンジケート全般を包摂するようになってくる場合も稀ではない。

第14表 輸入商社別軽種馬導入状況

	伊藤忠	丸紅	野沢組	ラサ商事	ユニオン	藤井商事	東サラ	カルノ
1972	3	3	1	3	2	2	4	1
	ストック 商 事							
	4							
1977	野沢組	エバ ユニオン	東陽交易	ストック 商 事	ナル トレイリング	ジャパン・ブ ッド・ストック	ロード・ クラブ	ラサ商事
	42	24	17	17	20	9	9	9
1979	グ リ ン ヒ ル ズ	組合貿易	藤井商事	大西洋貿易	タービー ニュース	太平洋貿易	トーメン	
	4	3	3	1	1	1	1	

注：1972年は、日本中央競馬会種牡馬シンジケート調査報告書 1973.12.1977.1
～79.9は、日本馬事通信79.9.18～77.1.11 (329～199号) の日本馬事通信社
刊行の輸入馬メモNo.58～No.77から拾った。なお、No.60、63は欠

こうして、シンジケートの結成、種牡馬購入に至る経路で、中間利潤確保の取得を目途として介入してくる商社資本（ブローカーともいいうる）は、軽種馬生産農民・繁殖牝馬繁養牧場をとりまとめるだけでなく、出走馬主、調教師、家畜商などを包摂し・席捲して、シンジケート構築の事実上のイニ

シェーターになるばかりでなく、その後の会の運営にも影響を及ぼしながら、資本イニシアの軽種馬生産構造を創造してきているのである。

(5)シンジケート種牡馬の飼養

シンジケート結成により購入した種牡馬は如何なる飼養管理状況におけるのか。

従来、シンジケート種牡馬の飼養は、個人牧場への預託、ないし軽種馬農協の種馬所で管理されていた。個人預託の場合は、飼育技術が優れていて、管理上信頼ができ、農地面積や厩舎規模、繫養施設に比較的余裕のある生産者に限られていた。預託料は日割で月額、年額一括支払いが普通で、年度当初の予算に見込まれたシンジケートの飼養費から支払われていた。しかし今日、種牡馬は内国産馬、輸入馬とも合わせて飛躍的に増加し、これまでの方式では限界につきあたったのである。馬匹価格は高価で、疾病やけがの問題がつきまとうため、預託場所の選定が大変困難になってきた。種馬所の収容能力も限度があり、増え続けるシンジケート馬の預託繫養は無理となってい

そこで、日高を中心に、スタリオンセンターないしスタリオンステーションの設立が目白押しである¹⁴⁾。経営主体は株式会社、有限会社、その他の法人格で、種牡馬の専門繫養場所で、受託飼養を基本としているもので、シンジケートの特に多い浦河、三石、静内、新冠、門別の各地域に、それぞれ数ヶ所建設されている。この専用ステーションないしセンターは、常勤管理者と数人の常雇をおき5～9頭ほどを飼馬する小規模のものが多いが、繫養馬は若干の個人有を除けばシンジケート牡馬を圧倒的に受託している。受・委託費用は、契約の条件や馬匹内容によって若干異なるが、第15表の事例が1つ参考になろう。

今日、種牡馬一頭当たりの委託支払費は250～300万円が相場で、受託場所であるステーションなどは、受託頭数により、雇用者数・賃金を決めなければ

第15表 Aシンジケート会の飼養費と飼養費比率

	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972
(A)	100	130	130	130	130	130	150
(B)	24%	22%	44%	26%	19%	47%	49%

	1973	1974	1975	1976	1977
(A)	150	180	250	280	300
(B)	49%	36%	41%	47%	48%

A会 総会議案書 (1966~77年) のなかの収支決算書から作成。

注 飼養費（万円）年額 (A)
シンジケート運営費のなかでの飼養費比率(B)

ならないが、一般に馬一頭につき稼働力 0.5人が必要とされている。

他方、委託側のシンジケートは、この飼養経費は、その大部分を余勢種付料收入で賄うことになるが、健全な余勢収入が確保できる会では、運営費の50%は超えない。余勢収入が期待できず、また不安定なときには、構成員の負担金徴収に頼らざるを得ないのである。

一般にシンジケート財政のなかで、最大支出費目は、この飼養経費であり、次いで保険料支払いとなるが、この2項目での80~90%に達し、他に負担金、会議費、事務費、旅費の支出費目は極めて少ない。

第16表 日高のスタリオンステーション概況

日高地方のスタリオン ステーション 浦河6、三石1、静内1、新冠1、門別5、1か所平均7頭、年間委託費300万（月25万円） (他の繁殖牝馬の場合は月7~10万円)
--

(聞きとり調査による)

種牡馬の飼養費は、飼料代と管理経費およびステーション等の償却弁済費用で構成され、算定される。牡馬の給餌飼料内容は、多年の経験と家畜学の立場から燕麦、乾牧草を中心に、ふすま、とうもろこし、大豆かす、人参、燕麦稈、稻わらの配合飼料であるが¹⁵⁾、飼料経費を最少にきりつめるため、

夏期間は放牧による生牧草、投草ないし粗飼料の給餌を行う。しかし、種牡馬の生態を最高度に維持し、能力とスタミナを發揮させるためには、飼料構成を大きく変更することはできず、またステーション等の新規設立にしても、自給飼料基盤としての牧草地を、一定程度購入する必要はあるが、折からの地価高騰（高値安定）で道内の中畑・中田価格水準に近い日高¹⁶⁾、その可能性の追求も困難という状況があり、いきおい購入濃厚飼料部分への依存度合を強めざるを得ない実情にあるといえよう。

牡馬の飼養管理といつても、繁殖牝馬のそれと基本的に変るものではないし、むしろ手間からいえば、種付け、受胎、繁殖、育成の段階を経ないだけ簡素でもあり、単純でもあります。要は預物が高価である故、管理に細心の神経をはらう必要性があるということである。

管理労働力が1頭につき約0.5人となっているのは、牝馬や乳牛管理に比較し、過重で、それだけ集約的管理が要求されていることを意味している。保険料が、いざというとき支払われるとはいって、シンジケートの結成までの投下労働と精神的期待を考慮すれば、こと雑には扱われない性格を持ち合わせている。

(6)シンジケートの運営方法

シンジケートの業務運営は、会発足時制定の規則に基いて遂行されているが、最大の事業はいうまでもなく種付業務であり、員内のシェア株（永久株）と員内（会員）余勢および員外余勢株（ノミネーション株）数の決定と余勢料金の大枠決定である。員外余勢は、ノミネーション株として「せり」にかけられる場合もあるので、あくまでメドの策定ということになるが、会としての株価は、個人売却とも関連して決めておかなければならない。

内規に伴い、単年度の事業計画は、例年秋に行われる各シンジケートの定期総会で協議、決定される。ここでは年度事業報告が行われ、新年度の収支予算の決定、および役員（理事・監事、顧問、嘱託）の改選が行われることに

なっている。

日高における無差別抽出 20 シンジケートの総会議案のなかで、損益計算書の年次別特徴を概観すると¹⁸⁾、次のような諸点が浮きぼりになってくる。

- ① シンジケート収入の 90%以上が「余勢収入」によっていて、他は若干の預金利子や雑収入があるにすぎない。
- ② 「余勢料」が主要収入源になっている以上、不安定要因が大きく、年次によって収入の増減は著るしい。利益金は、欠損時の補填用預金、次期シンジケート結成への内部留保、次年度繰越などの方法がとられているが、構成員に配当金として分配されるのは、比較的少ない。これは配当分の余剰がないのではなく、税対策の側面が強いといわれ、税務署からは配当金を出すように指導を受けるケースが多い。
- ③ 支払い（支出）の二本柱は委託飼養費と保険料である。これは年次的に傾向的支出増や負担増があるものの、予測がたち、安定的に支出しなければならない。保険金は、事故対策として契約するほか、シンジケート結成時の資金融資に対する金融期間の重要な担保物件となっていることが指摘されよう。

保険金は、シンジケート結成による牡馬の購入時に、ほぼ購入総額について、同額程度を掛けることになるから、1年間の掛金は極めて高額となり、年間飼養費と同等か、ときにはそれを上まわる金額となる。年掛金は数 100 万円～1,000 万円が普通で、減価償却を含んでの年次償還をやっている会もある。

- ④ 次に剰余金がでた場合の配分である。シンジケート償却一覧表(1977 年度)¹⁹⁾、によると 146 シンジケート会のうち、剰余金を計上したもの 30、欠損は 55 にのぼっている。

剰余金配分額は 30 万～2,000 万円で、剰余金のでた 30 シンジケートの分配は株数で割り出せば平均の 10.6 万円、欠損のでた 55 シンジケートのマイナス分配、つまり負担金は 11.5 万円の平均となる。他の 61 シンジケートに

については、報告がないので、数的処理はできない。

シンジケートの収益性は、3年後に判明するといわれ、それまでの欠損は、それ以後にもちこすか、株数に応じた負担金で処理されるので、上記の数字は単なる目安にすぎない。

員外余勢に応じ切れない人気馬は、種付収入が多く、収益性も高いので、毎年配当を行える筈であるが、税対策上、配当数値はなかなか公表されない。不人気馬は、会の運営上生じた欠損部分を株主の負担として構成員に背負わせているが、こうした例は少なくないのである。

シンジケートの解散は、種牡馬の生殖能力の著しい減退による商品性の欠落、斃死、余勢収入の減衰による採算割れ、など牡馬の条件変化にかかっている。解散後、同一メンバーで次期シンジケートを結成し、牡馬導入を図るかどうかは、それまでの会の運営状況、余剰金、欠損金の処理方法、人的諸関係によって必ずしも一定ではないが、少なくとも、前シンジケート馬の成績優良のときは、ほど同一メンバーで、次期シンジケート構成を行うことが多い。他方、生産者側にとってみれば、複数のシンジケートに加入しているので、株の保有数は多頭数飼育層ほど多くなり、自己有牝馬への種の選択幅を広げるほか、年度によってはノミネーション販売もでてくるのでこの辺は複雑に錯綜した関係になっている。

次いで、株（シンジケート）の売買についてである。

シンジケートの運営費、維持費は、余勢収入を基本にして成立していることは前述の通りである。「余勢」はシンジケート構成員の会員数分（普通40～50株で、会員で複数株を有するものがある）のシェア株（永久株ともいう）以外の員内・外株、つまり種の販売をさす。普通、シェア株1株について年1回（これは原則的に受胎するまでで、今日1回種付受胎率が60～70%であるので、他は数回を含むの意）の無料種付権利を保有することになるが、シェア株の保有者が、自己保有株数を超えて、種付を希望する員内余勢と、会員外に種付権利である株を販売するノミネーション株（一時株）があり、株価

は「せり」に出されて決定される場合が多いのである。

最後にシンジケート権利の有効利用についてふれておこう。

シンジケート権利が、満度に自己有繁殖馬に種付できるか否かは、シンジケートの投機性、投資効率を占う1つの鍵である。株の保有者が牡馬をもつ生産者であり、投機対象の部外者であれ、自己有馬（仔分け馬主も含む）への種付が少なければ、それだけノミネーションが増えるわけで、投機性が強まると考えるのが普通である。

経営外への権利売却実態は『軽種馬生産報告書』（昭和53年度）によると、毎年20～30%がシンジケート外にノミネートされ、売却されていることが判明しているが、飼養頭数規模が大きく、かつ持株数の多い階層ほど、権利の売却率も高いことが明らかになっている。

飼養頭数規模の大きい生産農家・牧場はシンジケート加入数、持株数も比例的に多くなっていて、「種」の選択幅を広げているが、逆に小規模経営農家は、特殊の「種」を内給する傾向が強くみえる。また「種」の選択幅も狭い。例えば1～2頭の繁殖牝馬繫養層でのシンジケート持株はせいぜい1～2株であるが、15頭以上層になると、平均20株前後を保有し、株数分のシンジケート加入ではないから、「種」の選択幅を広げるために、株の権利の売却と買い入れを行うことになる。

こうして、大規模経営農場、生産者には、株売却による差益の目的の一部を移すものも現われ、投機的性格の強い株売買になっているのである。

次いで、仔分け馬の種付はどうか。

仔分け馬は、馬主が繁殖牝馬を預け、種付・繁殖、一定期間の育成をし、一般には明2才馬で売却、その代金を生産者と馬主で配分する方法であるが、日高地方の軽種馬産駒の60%はこうした仔分け制度のもとで生産されている。

仔分け馬の種付は、対象牡馬の選定は両者の話し合いで行なわれる場合が多いが、種付費の馬主負担が圧倒的に多い。仔分け生産者が、自己有馬以外の預託形態として仔分けをもつ場合、自己牝馬用として保有しているシンジ

ケート株による種付はほとんど行わず、馬主側の意向が強くなっている。

(7) シンジケートの事例分析——N会の場合——

N馬は1960年(昭和35)イギリス産の栃栗毛のサラブレッド種で、1963年11月に輸入、シンジケートN会の所有馬とし、事務局は日高軽種馬農協内において浦河町の日高スタリオンステーションで種牡馬として繫養されたことにしたのである。N馬はイギリスの公式レースの成績は3才時、2戦0勝、4才時、8戦1勝で、計10戦1勝、収得賞金402ポンド(約20万円)で引退し、その後、産国のイギリスで種牡馬になることなく日本に輸入されたのである。このように自己戦績に乏しく、かつ産駒実績をもたない若令牡馬であったので、購入価格も安く、輸入諸経費をあわせても1,000万円には満たず、1963年当時でも決して高い馬ではなかった。所有者側も血統と馬体をみて購入したのではないかと思われる。今日輸入牡馬の多くが、競馬実績や産駒の戦果をも参考にして輸入する青壯馬であるのに対し、数少ない選定方法に入るのであろう。

第16表で示したように、N馬は1964年から日本において本格的な種牡馬活動に入り、1964~1976年の13年間に882頭に種付し、最少52頭、最大78頭、平均68頭で比較的コンスタントな種付回数を消化してきている。回数的にみて、他のシンジケート馬に比べ、少なくかつ安定性があるといえよう。

産駒は1965年から生れはじめ、翌々年の67年から中央・地方競馬で活躍するが、種付頭数に対し、産駒率は73.2%と、一般的であるが、産駒の勝馬率は89.8%と驚異的数値を示していて、配合申込みの激増と、種付料の高騰が必然化したのである。

N馬は、シンジケートN会も出資している専門種牡馬繫養場所のスタリオンステーションにて管理されているが、種付は毎年3月初旬から6月上旬位で、年によって変化はあるものの、他のシンジケート馬に比べ、開始期は遅く、終了期は早いのが特徴である。

第16表 シンジケートN馬の種付、産駒数と戦果

西暦	種付頭数	産駒	勝馬	勝鞍	賞金
1964	52				
1965	54	41			
1966	61	43			
1967	56	40	15	20	2,200万円
1968	71	43	33	71	24,500万円
1969	70	55	51	96	47,000万円
1970	75	57	51	102	52,200万円
1971	75	60	46	77	46,300万円
1972	75	58	57	95	57,100万円
1973	78	50	51	90	60,300万円
1974	75	52	46	83	68,540万円
1975	75	51	52	86	81,860万円
1976	65	48	46	78	70,500万円

N会定期総会議案書綴から作成

1964年種付の産駒は1967年に初出走することになるから、1964年から73年の種付馬は67年から76年に競馬に出走していることになり、この計算からゆくと1965年から1974年の10年間の産駒の勝馬数は448馬、勝鞍数は798鞍で、勝馬平均、1.78の勝鞍をおさめていることになり、他のシンジケート馬に比べ、産駒の勝馬、勝鞍成績が数段優秀な馬である。

1967～76年のN馬産駒の総賞金獲得額は51億500万円で、勝馬平均1139万円、1勝鞍当たり640万円稼ぎ出しているというのも大きい。また、前年、種牡馬総産駒の賞金獲得総額第1位をリーディングサイヤーと称しているが、これは、1975年、1977年に輝いており、産駒の総獲得金額はそれぞれ8億1,864万5,000円、9億2,371万5,300円である。

N馬シンジケートの年度は10月1日～翌年9月30日となっているが、他のシンジケートもほぼ同様の年度決定をしているところが多く、定期総会は毎年11月上旬行われるしきたりになっている。

この総会では、前年度の決算報告、損益計算書、貸借対照表を承認し、次年度の予算案を決め、事業計画をたてるのである。

シンジケートの最大の事業は、種付事業つまり配合の日程、対象頭数、手続・検査をどう組立て永久株(シェア株)の内給以外の余勢料や余勢回数(ノミネーション株)をいかに決定するかである。

①に、種付開始日と終了日の目安であるが既に1977年で17才を迎えているN馬は老令馬であることから、近年は3月上旬～7月上旬の4ヶ月間に限定するようになってきている。②に、種付の実施であるが、これには種付総頭数、配合決定数を決めた後に、本株つまり永久株36株のほか会員余勢、員外余勢株の確定を行う。前述のように、シェア株は36で年平均配合頭数が68回であるから、このノミネーション株はおよそ32回程度ということになる。ついで種付総回数である。第17表は1977年度N馬会のものであるが、合計42の肌馬に対し、延べ67回の本交が行われ、1回妊娠(受胎)は45%の19頭、最終妊娠が79%の33頭で、1頭当たりの平均回数は1.6回である。従って、種付総回数67回に対し、最終妊娠が49%の33頭ということになる。既に老令馬となっているN馬ではまあまあの数値といえるであろう。

第17表でさらに詳細にみると、1発情種付は42頭(62.7%)、2発情種付は20頭(29.9%)、3発情種付は3頭(4.5%)、4発情種付は2頭(3%)となっていて、最終的に不妊馬と認められた9頭のうち、7頭は、他の種牡馬に交配相手を変更しているが、このなかには1発情種付に失敗してすぐ変えたものもあれば、4発情種付の結果あきらめて、他の種牡馬を選定したものもあるが、その後の受胎の有無はわからない。馬番号16番は、未定であるが20番は肌馬に事故があり、代替肌馬を急拵N馬の相手として選んだものである。

N馬シンジケートの事業内容は、1967～77年の11年間にわたる損益計算書の数値から容易に判断できるので、第18表に目をむけよう。

ステーションの施設関係については、1972年から負担金ということで支出しているが、これはスタリオンステーション施設の改修負担が主な理由となっており、5年ほど25～35万円が続いたが、その後減額した形となっている。

第17表 1977年度N馬種付状況

馬番号	種付回数				妊娠 ^① ○	変更種牡馬	馬番号	種付回数				妊娠 ^① ○	変更種牡馬
	1	2	3	4				1	2	3	4		
1	X	X ₄	X ₇	X ₈	⊕		22	X ₉	X ₂₃			⊕	
2	X ₁				⊕		23	X ₂₂				⊕	
3	X ₆	X ₁₀			⊕		24	X ₂₅	X ₁₉			⊖	変更
4	X ₆	X	X ₂		⊕		25	X ₂₆	X ₂₂			⊕	
5	X ₇				⊕		26	X ₂₆	X ₁₆			⊖	変更
6	X ₈	X ₂₁			⊕		27	X ₂₇				⊕	
7	X ₂₀	X			⊖	変更	28	X ₂₉				⊕	
8	X ₂₄				⊕		29	X ₃₀	X ₁₄			⊕	
9	X				⊕		30	X				⊕	
10	X				⊕		31	X	X ₂₄			⊕	
11	X				⊕		32	X ₂₂				⊕	
12	X				⊕		33	X ₂₂				⊕	
13	X	X			⊕		34	X ₂₀	X ₂₃			⊕	
14	X ₁₀	X ₂₈			⊕		35	X ₂₀	X			⊕	
15	X ₂				⊕		36	X ₂₁				⊖	変更
16	X ₃	X ₂₂			⊖	未定	37	X ₂₄				⊕	
17	X ₅				⊕		38	X ₂₅				⊕	
18	X ₅	X ₁₈			⊕		39	X ₂₈				⊕	
19	X ₆	X ₂₀			⊕		40	X				⊖	変更
20	X ₇	X ₆			⊖	事故	41	X				⊖	
21	X ₉	X ₂₂	X ₂		⊖	変更	42	X ₉				⊕	

注：種付回数の下の分数は月日 N会定期総会議案書綴から作成

保険料支払は1967年から4年ほど90万円台であったが、74年ごろから200万円を超えている。これは、保険金額を上ずみしたこと、複数の保険に加入したことによっているが、しかし17才の老令馬であるため、近年購入が続いている数億円の青壮令馬に比較すれば、掛金そのものは極めて低いといつてよい。この保険は死亡、疾病、傷害などへの保障で、N馬の場合はY火災海上を主力としている。

総支出に占める飼養費と保険料の合計支出は、少ない年で70%，多い年では80%を超えており、これはN会に限らず、どのシンジケートにも共通した支出傾向である。

第18表 Nシンジケート損益計算書にみる収入・支出の年次別変化(単位円)

(支出) 費目	年度	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977
飼養費		850,000	1,000,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,500,000	1,800,000	2,500,000	2,800,000	2,800,000	
負担金		904,000	904,000	904,000	904,000	836,000	924,000	924,000	2,214,000	2,621,000	2,879,000	2,685,000
保険料		48,315	60,456	61,080	80,520	62,125	92,620	74,510	169,760	150,000	254,250	72,220
会議費		50,584		3,500	4,900	3,500	9,000	14,900	16,760	10,075	30,600	31,650
事務費		3,900,000	3,600,000	680,000		150,000	160,000	280,000	280,000	260,000	260,000	
旅費		52,992	2,176,956	179,413	2,070	160,000		55,000	137,000	120,000	103,000	40,000
雜費						39,250	10,180	6,600	11,350		217,250	94,000
特別負担金											1,300,000	
減価償却		3,347,171										
分配金		9,347,171	4,141,412	6,047,993	2,971,290	6,720,875	2,764,300	3,085,010	4,978,870	6,031,075	8,094,370	5,994,870
(収入費目)												
余勢種付料		5,000,000	4,400,000	6,000,000	3,000,000 (20頭)	7,200,000 (6頭)	9,000,000 (9頭)	9,000,000 (9頭)	19,500,000 200万×6(内)	19,500,000 250万×3(外)		1,500,000
雜収入		100,981	305,128	205,705	146,344	146,541	196,580	199,382	381,191	368,821	433,478	495,391
負担金		3,538,080									7,200,000	
種付料(減価償却部分)		8,639,061	4,705,128	6,205,704	3,146,344	7,346,541	9,196,580	9,199,382	19,881,191	19,868,821	7,633,478	1,995,391
計		-708,110	563,716	157,711	174,854	625,666	6,432,280	6,114,372	14,902,321	13,837,746	-460,892	-3,999,479
差引利益												

N会定期総会議案書から作成

他の支出費目は、産駒見学などの名目の旅費、郵便料、用紙、印刷代の事務費、広告料、交際費の雑費、疾病、傷害の診療費で免責部分などであるが、全体としては小さな枠にすぎない。ときには特別負担金、減価償却費、分配金の名目での支出もあるが、継続的には帳簿にあらわれてこない。

さて、N会での収入面であるが、これは第18表をみるとまでもなく、単純明瞭で、98~99%が「余勢収入」つまりノミネーション株の販売による余勢種付料の収入によっている。N馬の余勢料は、前述したように驚異的な産駒の戦果を背景に、着実な上昇を続け、1974年に、員内（シェア株をもっているので、自己肌馬1頭の種付保障はあるが、もう1~2頭の自己馬に種付を希望する場合）余勢200万円、員外（シンジケート会員外）余勢250万円の高水準に達している。しかし、逆に種付頭数（員内外）は毎年10頭以内で老令馬の限界がせばまっていることを示している。そして、この余勢収入は、1974年以降1900万円台に突入して、大型な差引利益を生んでいたが、76年に故障で種付中止が行われて以来、欠損がでている。余勢収入以外の収入は、せいぜい預金利息や保険料もどりなど若干でしかない。その結果、差引利益は1968年以降8年連続してあり、とくに74、75年には1,300万~1,400万の利益を生み出していたが、76年の余勢収入なしで欠損に転じている。

N会では、8年間の利益をどのように取扱っていたであろうか。

総会議案書によると、差引き利益のあった場合、当期利益金を会員数で分割し、勘定科目未収金の形で雑収入に加えている。つまり当期利益金の処分は、一口当たりの分配金として、税申告上、金額=000円、勘定科目=未収金、摘要=N馬会利益分配金、勘定科目=雑収入、金額=000円として計上し、全額預り金として次年度に繰越すという方式をとっている。

税務署側は、配当金として支出するよう指導しているが、これは個人に対する所得税に上ずみをさせたいからであろう。

さて、N馬シンジケートを1事例として、その経営内容を損益計算書を中心記述してきたが、このモデルは、シンジケート会のなかでも成功してい

る例であり、特殊性も強いが、一般性、共通性が過半と認められたので例証とさせて頂いた。

注欄

- 1) 北村 勇 「シンジケート」『経済学辞典』大月書店 1979, 5, p. 528。
- 2) 熊谷 宏 「サラ系飼養経営の所有シンジケート部門およびこれを含んだ軽種馬飼養経営の経済性分析」日本中央競馬会『軽種馬生産に関する調査報告書』1978, 1, 所収, p. 231。
- 3) 実質種付期間（2月上旬～7月上旬）は、経済的に規制されてくるものである。馬の妊娠期間は11ヶ月、出産したあと11日で発情がきて、その後3週間の周期で発情がある。1～2回目の発情をのがせば、次年の出産日が本年のそれより1ヶ月のびる。従って産駒の販売という視点から2月～7月のなかで種付しなければならない。
- 4) 非生産者として、仔分け馬主、出走馬主、調教師、家畜商、農協職員などが会に顔をつなげることが目につく。
- 5) 中央競馬会『軽種馬シンジケート調査報告書』1973, 12, p. 19, による分類方式にそった。
- 6) 日高地域軽種馬実態調査委員会編『軽種馬飼養農家経営実態調査結果報告書』No. 1, 資料編 1975, 3, p. 194。
- 7) 中央競馬会『昭和53年度軽種馬生産に関する調査報告書』
- 8) 各シンジケートは毎年秋、定期総会を行い、収支決算と予算、損益計算書が添付される。シンジケートの主収入は余勢料であるから種付料の決定や余勢回数の決定には慎重で長時間を要する。ただし、総会決定の種付料や回数は、翌年の需給事情により、変化することたびたびである。
- 9) 前年秋、東京、静内で「プレゼリ」が行われることもあるが、最大規模は2月上旬静内せりである。
- 10) 「余勢種付」はシンジケート構成員の持株分以外のものをいうが、そのなかには持株以外の会員充当分と員外販売分がある。
一般に余勢といえば、員外販売をいい、員内余勢より種付料が50%ほど高いのが普通である。
- 11) 日高地域軽種馬実態調査委員会編『前掲書』p. 191。
- 12) これまでイギリス、フランス、アメリカ、アイルランドを中心としたダービー馬の統計である。

- 14) スタリオンセンター・スタリオンステーションはシンジケート種牡馬の預託飼養のため、シンジケートが主として出資者になり、数個のシンジケート馬を繋養しており、単純に無関係な外部資本による設立は数少ない。センターないしステーションでの種牡馬預託料は、繁殖牝馬の2~3倍で今日20~25万円となっている。
- 15) 永田雄三『競走馬の飼料と栄養について』中央競馬会、弘済会、1970、参照。
- 16) 日高における中田、中畠価格はそれぞれ10a当たり37.5万円、26.7万円(1978年道農業会議所調)で北海道の46.2万、27.1万円を上まわるものではないが、都市部の石狩を除くと道平均をかなり上まることになる。
- 17) 乳牛は機械化や施設の近代化の状態によって、管理労働力投下も異なるが今日、稼働力1人につき10~20頭には達している。それに比較し、馬の方が労働集約的である。ウイリアム・C・ミラー・下飯坂訳『牧場におけるサラブレッドの管理要覧』中央競馬会、1976。
- 18) 浦河町の20シンジケート事例について定期総会議案書を分析。
- 19) 「日高軽種馬農協内部討議資料」。

4 むすびにかえて

われわれは、日高地域の農業生産構造を分析するに当り、この地域の代表的農業部門である軽種馬生産に照準をあてて、地域特化の形成過程、生産構造上の諸矛盾や、資本に包摂され易い性格の馬産の一形態であるシンジケート分析を行うことによって第2報とした。

シンジケートは、高度経済成長期に爆発的な競走馬の市場要請と良血馬の更新に向けて、海外からの輸入馬が激増するなかで、生産者が自ら、「種を内給」しようとして組織したものである。当然のことながら、経験的に顕われている産駒の戦績からして、海外牡馬への人気が集中し、種牡馬価格も高騰、個人的に購入しにくい状況が一般化し、また種の個人所有の意味もうすれてきた。つまり高価格牡馬を個人所有したところで、自己牝馬への種付はおのずと限定され、他は余勢として売却することになるが、その場合でもシンジケート有が便利かつ有利であった。かくして輸入牡馬を中心とする高価格良

血牡馬のシンジケート結成が、すさまじいきついで進んだのである。シンジケートは文字通り、「種を共同購入し、共同利用する」独占的会員カルテルであり、一定の償却（負債の返済）期限を超えると、以後、会員に対する種付は無償であり、事実上の利益となるし、運営上、剰余金がでれば配当金もある。逆に、余勢料収入が充分でなければシンジケートの維持・管理費用を会員が持ち出さねばならず、リスクは大きい。

シンジケートの展開が進んだ今日、一生産者が、保有繁殖牝馬との関連で、複数シンジケートに加入する傾向はますます強まり、他方、株の保有にも1株を複数人、複数株を1人で保有する複雑な形態ができあがり、種の選択幅を一段と広めている。

シンジケートは、自己有牝馬、目的牝馬に対して「種」を自ら決定し、安定的に確保することに最大のねらいがあって結成され、運営されてきたものであり生産者が3～5年の償還の借入金で、「種」を共有できる魅力もあったが、問題は産駒の出走・競馬戦績により、その後の種付馬市場の展開や種付け料が全く変ってしまう大きな危険を内包している。同時にシンジケート牡馬と自己有繁殖牝馬の交配による産駒が、明2才段階で、それぞれの血統（経済的には牡・牝馬の購入価格）に見合う売却ができるかどうかは全く未知数である。肉牛・乳牛のような一定の基準で一定の取引きができる、常識的に採算ベースにのるか、割れるかの予測がつくものと全く異っている。

しかしながら、シンジケートの結成による種牡馬の導入は盛んで、より良血馬、より高価格馬へと、その対象が移ってゆく。ここには商社資本を含む農外資本の介入とイニシアをもってのシンジケート推進役を認めないわけにはいかない。1950年代、日本の競馬界も軽種馬の人工交配馬は正式競馬に出走できなくなり、他の畜産が高能率繁殖の人工受精を基本にしているのに対し、競走馬の世界は逆に受胎率が悪く、手間のかかる、また牡馬の頭数増を必然化させる自然交配（本交）にもどしたのである。これによって競馬先進国（日本）に対する種牡馬供給市場は拡大し、常時、安定的に牡馬販売ができる

る態勢を整えた。いわば、アメリカ、イギリス、フランスのマーケットエリアの強力な構築ができたのである。

次いで、この輸出入を通じ、商社資本など流通ルートに携わる諸資本は、個人では購入できない高価格馬を、シンジケート結成を推進しながら牡馬を共同購入させる道を切り開く動きを活発にし、やがては活馬輸入の端緒から末端までに介入してきたのである。種牡馬の値段は先進国のイギリス、フランス、アメリカですらきまつた基準にもとづいて形成されているものではなく、売り手と買い手の庭先談合によるものが多い。最近の輸入牡馬はたいて億円単位のもので、人間の保険ですら届きにくい価格となっていて、仮りにシンジケートで導入したにせよ、その償還は高額負担の連続となる。加えて、種牡馬の輸入に併行して、繁殖牝馬も取扱われている。牝馬の輸入頭数は、牡馬に比べれば格段に多い。馬匹価格こそ安く、シンジケート有になるものはないが、競馬を伸継する流通資本にとっては付隨的とはいえ、い、商売である。こうして、馬産地が全体として資本の手中で動かされ、そこに一層投機的性格が強まって農業としての、農民に安定的労働収入を保障する立場を遠くへ押し流してゆくのである。

もう一点、シンジケートの結成が全国の馬産地（馬の頭数分布）に比較して日高に集中していることである。これは、主として牡馬を牡馬地域に輸送する距離がある程度定まっていて、種の選択幅という意味から、集中のメリットが存立するからである。組合せの大きさなど交配上の問題が、産地特化をますます進め、集中させる結果を生み出しているといえよう。

付 記

本稿の研究調査にあたっては、昭和53年度学校法人札幌大学の研究助成金を充当した。なお、本稿の執筆担当は進藤があたった。